



平成30年4月

編集・発行

佐世保市長寿社会課
〒857-0042 佐世保市高砂町5-1
TEL 0956-24-1111

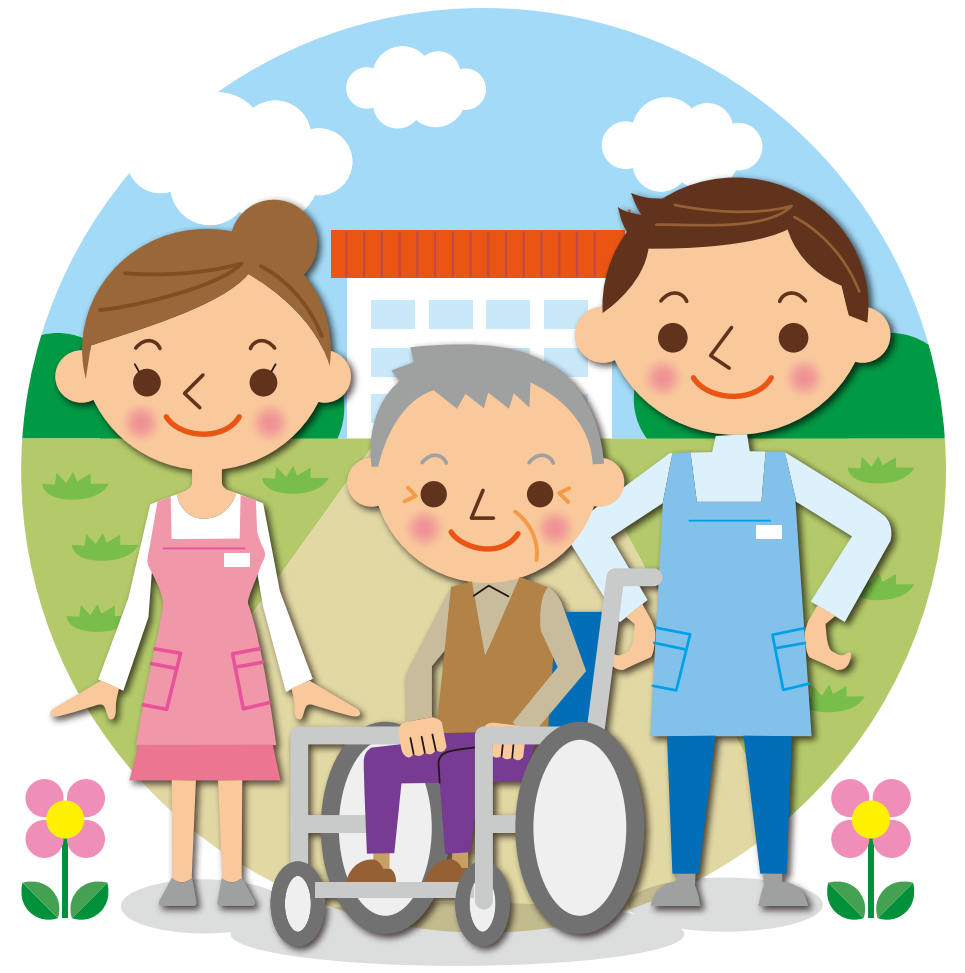
デザイン・制作

株式会社 宝広告社

佐世保市 介護保険 サービスガイド



平成30年度版



A 介護保険制度の概要

① 介護保険制度とは? 6
② 保険者・被保険者 7
③ 介護保険の財源 7
④ 介護保険制度のしくみ 7
⑤ 保険料 8
⑥ サービスを利用できる方 11
⑦ 要介護認定申請 12
⑧ サービスを利用する場合の自己負担(利用者負担) 14
⑨ 高額介護サービス費等の支給(利用者負担の上限額の設定) 16
⑩ 高額医療合算介護サービス費 16
⑪ 低所得者に対する利用者負担軽減制度 17
⑫ 転入・転出時の要支援・要介護認定の継続について 18

B 2018度介護保険制度改正のポイント

① 介護保険制度改正のポイント 20

C 介護保険のサービス

介護保険サービスの種類について 23
よりよい介護サービスを利用するために 26

[1] 介護保険(予防給付)

【在宅サービス】

① 介護予防支援 27
② 介護予防訪問入浴介護 28
③ 介護予防訪問看護 28
④ 介護予防訪問リハビリテーション 29
⑤ 介護予防居宅療養管理指導 29
⑥ 介護予防通所リハビリテーション 30
⑦ 介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) 31
⑧ 介護予防短期入所療養介護 31
⑨ 介護予防特定施設入居者生活介護 32
⑩ 介護予防福祉用具貸与 32
⑪ 介護予防福祉用具購入 33
⑫ 介護予防住宅改修 34

【地域密着型サービス】

① 介護予防認知症対応型通所介護 35
② 介護予防小規模多機能型居宅介護 35
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 36

[2] 介護保険(介護給付)

【在宅サービス】

① 居宅介護支援 37
② 訪問介護 37
③ 訪問入浴介護 38
④ 訪問看護 38
⑤ 訪問リハビリテーション 39
⑥ 居宅療養管理指導 39
⑦ 通所介護(デイサービス) 40
⑧ 通所リハビリテーション(デイケア) 40
⑨ 短期入所生活介護(ショートステイ) 41
⑩ 短期入所療養介護 41
⑪ 特定施設入居者生活介護 42
⑫ 福祉用具貸与 42
⑬ 福祉用具購入 43
⑭ 住宅改修 44

【施設サービス】

① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 45
② 介護老人保健施設(老人保健施設) 46
③ 介護療養型医療施設(療養病床等) 46
④ 介護医療院 47

【地域密着型サービス】

① 夜間対応型訪問介護 48
② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 49
③ 認知症対応型通所介護 50
④ 地域密着型通所介護 51
⑤ 小規模多機能型居宅介護 52
⑥ 看護小規模多機能型居宅介護 53
⑦ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 54
⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム) 55

[3] 介護保険(給付以外)

【市町村特別給付】

① 訪問理美容(佐世保市独自のサービスです) 56
② おむつ購入費の支給 57

【地域支援事業】

① 介護予防ケアマネジメント 58
② 訪問型サービス 59
③ 通所型サービス 60
④ きらっと元気教室 61
⑤ 地域介護予防活動支援事業 62
⑥ 介護教室 62
⑦ 介護食づくり教室 63
⑧ 配食サービス 63
⑨ 徘徊高齢者家族支援サービス 64
⑩ 介護者リフレッシュ事業 66

【保健福祉事業】

① 離島介護サービス渡航費等支援事業 67
② いきいき元気食づくり教室 68

D 介護保険以外の高齢者支援サービス

① 緊急通報システム 70
② 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター) 71
③ シルバーハウジング 72
④ 訪問歯科診療 73
⑤ 老人クラブ 74
⑥ 老人福祉センター 75
⑦ 老人・身体障がい者憩いの家 76
⑧ 話し相手ボランティア 77
⑨ 養護老人ホーム 78
⑩ ケアハウス 79

E 相談窓口

① 佐世保市長寿社会課相談窓口 81
② 地域包括支援センター 82
③ 高齢者相談センター 84
④ 介護者の「こころ」の相談 85
⑤ 介護相談員(させほ介護相談員虹の会) 86
⑥ 健康介護まちかど相談薬局 87
⑦ 消費生活センター 88
⑧ ボランティアセンター 89
地域包括支援センターの担当圏域別町名一覧 90

ご利用の
前に



◎掲載されている内容について
今後変更が生じる場合があります。

詳しくは長寿社会課にお尋ねください。

長寿社会課

☎0956-24-1111 (代表)

マークの説明

サービス名の右上に表示しているマークはご利用対象者の目安をイラストで表示しています。

詳しいご利用要件は各サービスの対象者欄をご覧ください。



要支援者(要支援1・2の認定を受けた方)を
対象としたサービスです。



要介護者(要介護1～5の認定を受けた方)を
対象としたサービスです。

A

介護保険制度 の概要



1 介護保険制度とは？

介護が必要な状態にある高齢者とその家族を社会全体で支える社会保障制度です。

世界でも類を見ない超高齢社会となっている我が国では、介護を必要とする寝たきりや認知症等の高齢者が急速に増えてきています。

また、介護の重度化や介護期間の長期化により、介護に要する費用も著しく増加しています。

さらに、少子化による核家族化が進んでいるため、介護力が低下し、もはや家族だけでは高齢者を支えられなくなってきました。

このような状況の中で、家族の負担を軽減し、安心して暮らせる社会をつくるための制度が介護保険制度です。

介護が必要な状態になっても、尊厳を保持し、できる限り自宅で、自立した日常生活を営むことができるように、保健、医療及び福祉サービスを総合的・一体的に提供する仕組みです。



A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス

D 介護保険以外の高齢者支援のサービス

E 相談窓口

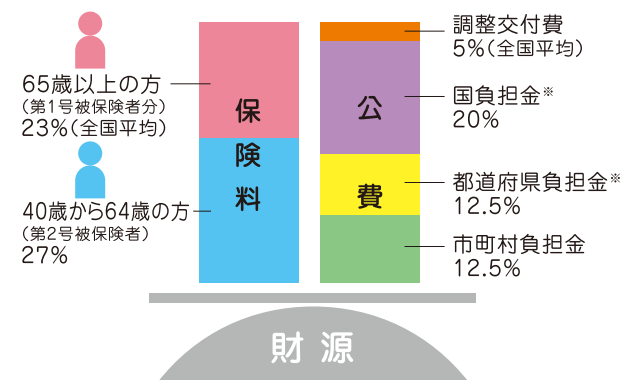
2 保険者・被保険者

- 保険者…各市町村
- 第1号被保険者…市町村の区域内に住所を有する65歳以上の方
- 第2号被保険者…市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入の方

3 介護保険の財源

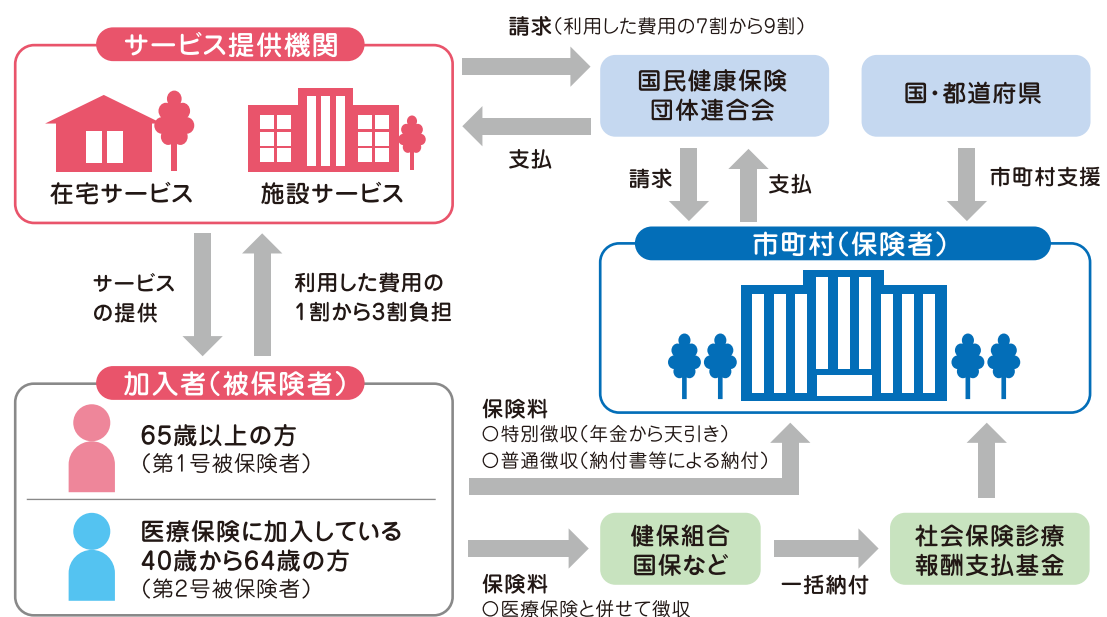
介護保険制度では、サービスの給付に必要な費用の半分を公費（国・県・市町村からの負担金）でまかない、残りの半分をみなさんからの保険料でまかないます。

※施設等給付費は公費の国負担金15%、都道府県負担金17.5%となります。



4 介護保険制度のしくみ

介護保険は被保険者が保険料を出し合い、介護が必要となったときに必要な介護を受ける制度です。



A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス

D 介護保険以外の高齢者支援のサービス

E 相談窓口

5 保険料



A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス

D 介護保険以外の高齢者支援のサービス

E 相談窓口

(1) 第1号被保険者(65歳以上の方)

金額

保険料(基準額)は、3年ごとに市で決定します。2018～2020年度までの保険料(基準額)は下の表のとおりとなります。各個人の保険料については、本人の所得や世帯内の市民税課税者の有無等により、9段階に分かれ、毎年算定し直されます。

所得段階	各所得段階区分の要件			割合	保険料(年額)
	本人市民税	世帯市民税	合計所得金額、年金収入など		
第1段階	非課税 (世帯内に本人を含め市民税課税者なし)	非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の[課税年金収入と合計所得金額(年金にかかる所得は除く)の合計]が80万円以下の方	0.45	31,400円
第2段階			・本人の[課税年金収入と合計所得金額(年金にかかる所得は除く)の合計]が80万円を超え、120万円以下の方	0.75	52,300円
第3段階			・本人の[課税年金収入と合計所得金額(年金にかかる所得は除く)の合計]が120万円を超える方	0.75	52,300円
第4段階	課税 (世帯内に本人を含め市民税課税者あり)	課税	・本人の[課税年金収入と合計所得金額(年金にかかる所得は除く)の合計]が80万円以下の方	0.9	62,800円
第5段階			・本人の[課税年金収入と合計所得金額(年金にかかる所得は除く)の合計]が80万円を超える方	基準額	69,800円
第6段階	課税	課税	・本人の[合計所得金額]が120万円未満の方	1.2	83,700円
第7段階			・本人の[合計所得金額]が120万円以上200万円未満の方	1.3	90,700円
第8段階			・本人の[合計所得金額]が200万円以上300万円未満の方	1.5	104,700円
第9段階			・本人の[合計所得金額]が300万円以上の方	1.7	118,600円

納め方

特別徴収

(退職・老齢・遺族・障害年金が年額18万円以上の方)

年金支給月に年金から天引きされます。

普通徴収

(退職・老齢・遺族・障害年金が年額18万円未満の方や老齢福祉年金の方など)

1年間の保険料(12か月分)を6月から3月までの10回に分けて市から送付する納付書により納めていただきます。(その他、口座振替も利用できます。)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	○		○		○		○		○		○	
普通徴収			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※○印は納付月をしめします。

■普通徴収の方への口座振替のご案内

納付書により金融機関等で納められる方は、口座振替を利用すると、納め忘れや納めに行く手間がはぶけて便利です。

口座振替……預貯金通帳・届出印鑑・納付書をお持ちの上、口座を開設されている金融機関・郵便局の窓口にお申込みください。また、振替開始時期については、手続きに時間を要することがありますので、お申込みの際にご確認ください。
※上記の手続きに関するお問合せは、長寿社会課 庶務係までお尋ねください。

ご注意

- ・介護保険料を納付できる期間は、介護保険法により2年と定められています。その2年を過ぎると納付ができなくなり給付制限を受ける可能性がありますので、納め忘れのないようご注意ください。
- ・世帯主および配偶者は、介護保険法第132条の規定により連帯納付義務を負っています。

■特別徴収の方へ年金の停止手続きのご案内

2011年7月より住民基本台帳ネットワークから住所変更等の情報を取得できるようになったため、特別徴収に該当する方がお亡くなりになられた場合は、ご遺族様からの「死亡届」は原則不要*となります。ただし、亡くなられた方の未払い年金を受けられる場合は、年金事務所等への請求が必要です。詳しくは、佐世保年金事務所お客様相談室(34-1189)、医療保険課(代表24-1111)までお問い合わせください。

※介護施設入所等のために、現住所と住民票上の住所が異なっている場合を除きます。

A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス

D 介護保険以外の高齢者支援のサービス

E 相談窓口

6 サービスを利用できる方

要介護認定を受けた要支援者、要介護者です。

(1) 要支援者：次のいずれかに該当する方

1. 要支援状態にある**65歳以上**の方。
2. 要支援状態にある**40歳以上65歳未満**の方で、特定疾病*が原因で支援が必要となった方。

(2) 要介護者：次のいずれかに該当する方

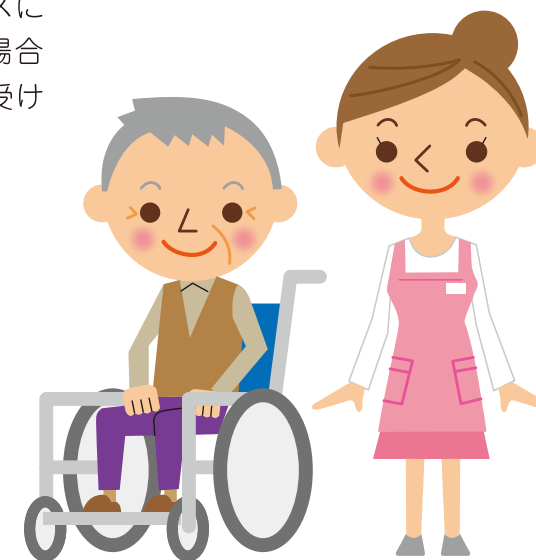
1. 要介護状態にある**65歳以上**の方。
2. 要介護状態にある**40歳以上65歳未満**の方で、特定疾病*が原因で介護が必要となった方。

※介護保険における特定疾病には、次の16の疾病が定められています。

- ①初老期の認知症 ②脳血管疾患 ③筋萎縮性側索硬化症 ④脊髄小脳変性症
- ⑤進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病 ⑥多系統萎縮症
- ⑦糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障害 ⑧閉塞性動脈硬化症
- ⑨慢性閉塞性肺疾患 ⑩両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ⑪関節リウマチ ⑫後縦靭帯骨化症 ⑬脊柱管狭窄症 ⑭骨折を伴う骨粗しょう症
- ⑮早老症 ⑯がん末期

<障がい者と介護保険>

障がい者が利用できるサービスに介護保険と同様のサービスがありますが、介護保険を利用できる方は、介護保険が優先となります。障がい者固有のニーズに基づくサービスが必要と認められる場合は、障がい者施策によるサービスが受けられます。



[保険料滞納による給付制限]

保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて次のような給付制限を受けます。

納期限から1年以上滞納した場合

介護サービスを受ける時の介護費用が、通常の負担割合ではなく、全額をいったん事業者に支払い、後から負担割合に応じた保険給付分を払い戻してもらう申請手続き(償還払いの申請)が必要になります。

納期限から1年6か月以上滞納した場合

償還払い申請による保険給付の一部または全部が差し止められます。さらに、保険料の滞納が解消されない場合には、保険給付分が滞納保険料に充てられます。

納期限から2年以上滞納した場合

介護サービスを利用する時に、未納期間に応じて自己負担する額が通常の負担割合から3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費及び特定入所者介護サービス費(居住費・食費)は支給されません。

※2018年8月から通常の負担割合が3割の方は4割に引き上げられます。

(2) 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)

金額 加入している医療保険の算定方法により決まるため、各医療保険ごとに異なります。

納め方 医療保険料と併せて支払います。

社会保険や共済保険の場合

- ・保険料は給料の多寡に応じた額になります。
- ・保険料は事業主の負担があります。

国民健康保険の場合

- ・保険料は所得や、第2号被保険者の人数などに応じて異なります。

65歳になったら…

第2号被保険者の保険料は、65歳になる月の前月分に相当する支払いまでとなります。65歳になった月分からは、新たに第1号被保険者の保険料になります。市から納付書が届きますので、金融機関でお支払いください(普通徴収)。年金を受給されている方は、いずれ自動的に年金から天引き(特別徴収)されるようになります。ただし、特別徴収が開始されるまで6か月以上かかりますので、それまでの間は普通徴収で納付していただくことになります。



7 要介護認定申請



A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス

D 介護保険以外のサービス

E 相談窓

1 申請

寝たきりや認知症などにより要支援状態、または要介護状態にあるかどうかを判断するため、市町村に要介護認定の申請を行う必要があります。

申請は本人のほか、家族による代理申請や事業者(居宅介護支援事業者など)による代行申請ができます。長寿社会課(P81)・支所・行政センターで申請してください。

申請には、①認定申請書、②被保険者証、③主治医意見書が必要です。被保険者証は、65歳に到達された方に、市が送付します。第2号被保険者の方は認定申請を行う前に被保険者証の交付申請が必要になります。長寿社会課(P81)・支所・行政センターで申請してください。

2 認定調査

申請後、申請者のご自宅等を訪問し、心身の状態や介助の方法などについて動作の確認や聞き取り調査を行います。

3 判定

主治医意見書や認定調査の結果をふまえ、保健・医療・福祉に関する学識経験者で組織された「介護認定審査会」で、介護の必要度(要介護度)を判定し、市町村が認定します。原則として、認定結果は申請日から30日以内に決定します。

認定の効果は、申請日まで遡ります。(申請日以降に利用したサービスについて、給付が受けられます。)

認定は、3～36か月ごとに見直されます。(その度に申請が可能です。)
また、有効期限前でも、状態に変化があれば変更の申請ができます。

4 ケアプラン作成 (※居宅介護支援事業者等との契約が必要です)

要支援・要介護と認定された方は、要介護度に応じて、ケアプランを作成し、そのケアプランに基づいたサービスを受けるために、サービス事業者との連絡調整等を行います。

「要介護1～5」と認定された方は、ケアプランを居宅介護支援事業者に依頼し作成します。

「要支援1・2」と認定された方は、介護予防ケアプラン、または介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターに依頼し、作成します。

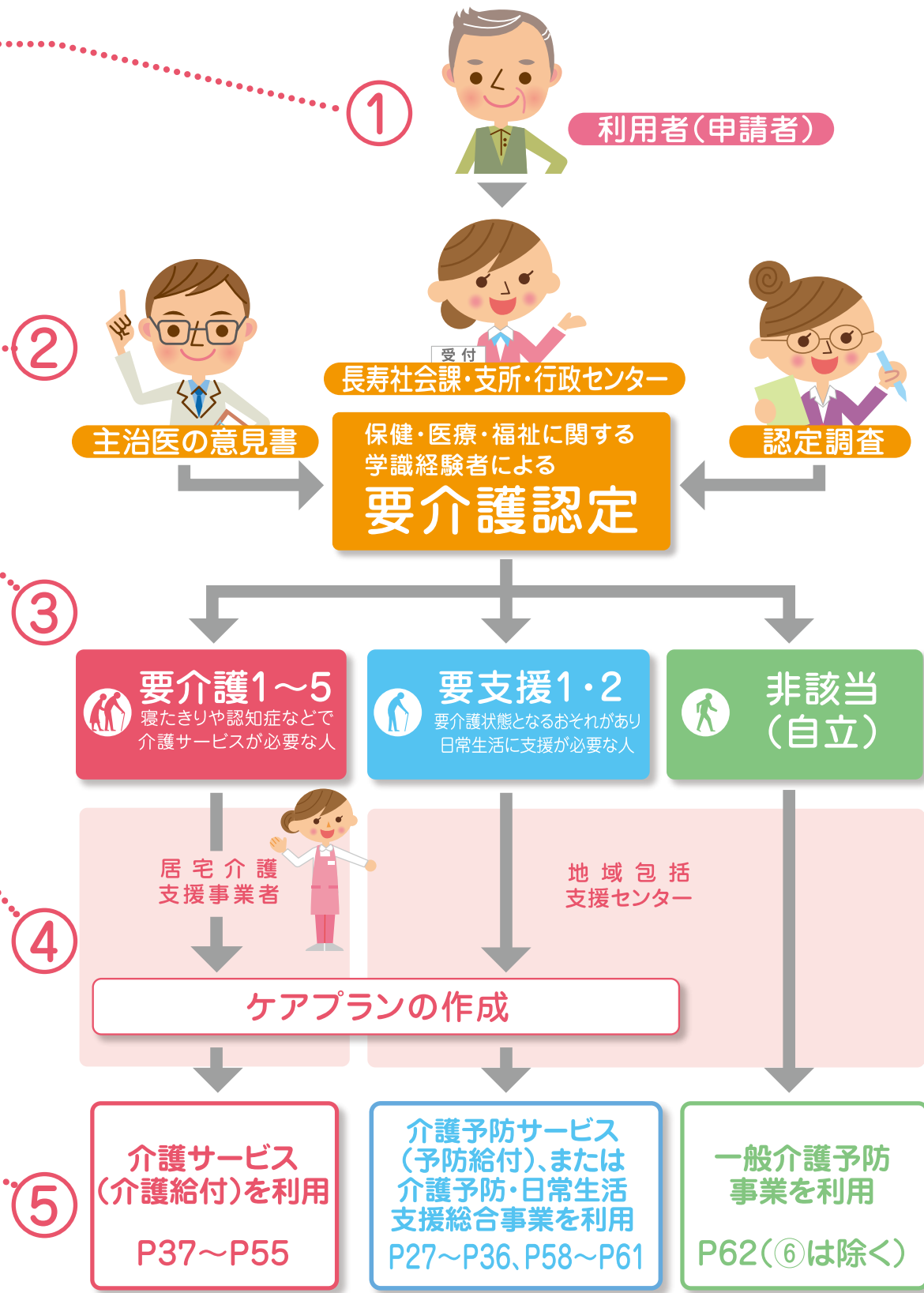
「非該当(自立)」と認定された方でも、市町村が行う一般介護予防事業が利用できます。

※ケアプランの作成やサービス事業者との連絡調整等は、自分でも可能ですが、専門性が必要となるため、居宅介護支援事業者等に作成を依頼することをおすすめします。(その際の費用負担はありません。)

5 サービスの利用 (※居宅サービス事業者との契約が必要です)

ケアプランに基づきサービスを利用します。

- 要介護1～5** 介護サービス(介護給付)を利用
- 要支援1・2** 介護予防サービス(予防給付)または介護予防・日常生活支援総合事業を利用
- 非該当(自立)** 市町村が行う一般介護予防事業を利用



A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス

D 介護保険以外のサービス

E 相談窓



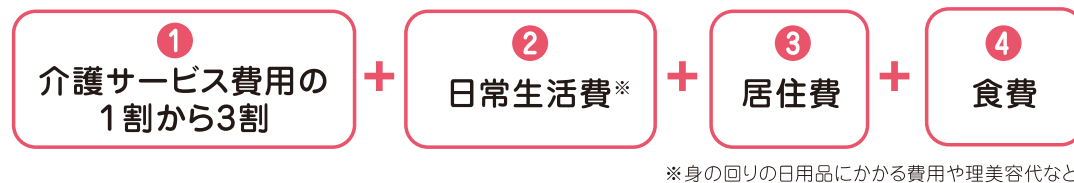
(1) 在宅サービス

利用者は、利用した費用の1割から3割を自己負担します。(利用料はサービス事業者に支払います。)要介護度に応じて支給限度額が決まります。支給限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分は介護保険の対象外となり、全額自己負担となります。

要介護状態区分	支給限度額(1か月)	支給限度額の中で利用できるサービス
事業対象者	50,030円まで	○訪問介護 ○(介護予防)訪問入浴介護 ○(介護予防)訪問看護 ○(介護予防)訪問リハビリテーション ○通所介護 ○(介護予防)通所リハビリテーション
要支援1	50,030円まで	○(介護予防)短期入所生活介護 ○(介護予防)短期入所療養介護
要支援2	104,730円まで	○(介護予防)特定施設入居者生活介護[短期利用] ○(介護予防)福祉用具貸与 ○夜間対応型訪問介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○(介護予防)認知症対応型通所介護
要介護1	166,920円まで	○地域密着型通所介護 ○(介護予防)小規模多機能型居宅介護[短期利用] ○看護小規模多機能型居宅介護[短期利用]
要介護2	196,160円まで	○(介護予防)認知症対応型共同生活介護[短期利用] ○訪問型サービス ○通所型サービス
要介護3	269,310円まで	
要介護4	308,060円まで	
要介護5	360,650円まで	

(2) 施設サービス

施設サービスを利用した場合は、①介護サービス費用の1割から3割、②日常生活費 ③居住費 ④食費が全額利用者負担となります。



<居住費・食費について>

居住費・食費は利用者と施設との契約で決まります。金額等については、国が示す基準により各施設で定めることとなりますので、入所される施設にお尋ねください。

■特定入所者介護サービス費(居住費・食費の負担軽減)

対象者要件を満たす方については、申請により、所得等に応じた負担限度額までを自己負担します。基準費用額と負担限度額との差額は、介護保険から給付されます。

対象となるサービス

- 特別養護老人ホーム ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設
- 介護医療院 ○小規模特別養護老人ホーム
- (介護予防)短期入所生活介護 ○(介護予防)短期入所療養介護

■基準費用額(日額)

	食費	居住費(滞在費)		食費	居住費(滞在費)
ユニット型個室		1,970円	従来型個室(老健・療養等)		1,640円
ユニット型個室の多床室	1,380円	1,640円	多床室(特養等)	1,380円	840円
従来型個室(特養等)		1,150円	多床室(老健・療養等)		370円

○居住費と食費ともに基準費用額以下が対象となります。
○契約金額が基準費用額を下回っている場合は、契約金額との差額が保険給付となります。

■対象者要件(下記の所得・資産要件をいずれも満たす必要があります)

利用者負担段階	所得要件	資産要件
第1段階	○老齢福祉年金の受給者であって、市民税世帯非課税者 ^(※1) の方 ○生活保護受給者の方	○預貯金などの資産が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下であること。
第2段階	○市民税世帯非課税者 ^(※1) であって、年金収入 ^(※2) と合計所得金額(年金にかかる所得は除く)の合計が年間80万円以下の方	
第3段階	○市民税世帯非課税者 ^(※1) であって、第2段階以外の方	

○課税世帯の方で、高齢夫婦等世帯で一方が施設に入所し、居住費・食費を負担した結果、もう一方の在宅で生活される方が生計困難に陥らないための特例減額措置があります。詳しくは長寿社会課までお尋ねください(短期入所は対象外)

※1 ご夫婦が異なる世帯に属する場合でも、一方が課税者の場合は課税世帯扱いとなります。

※2 年金収入とは、非課税年金(遺族・障害年金等)を含む公的年金収入を指します。

■居住費・食費の負担限度額(日額)

利用者負担段階	食費	居住費(滞在費)
第1段階	300円	ユニット型個室 820円
		ユニット型個室の多床室 490円
		従来型個室(特養等) 320円
		従来型個室(老健・療養等) 490円
		多床室(特養等) 0円
第2段階	390円	多床室(老健・療養等) 0円
		ユニット型個室 820円
		ユニット型個室の多床室 490円
		従来型個室(特養等) 420円
		従来型個室(老健・療養等) 490円
第3段階	650円	多床室(特養等) 370円
		多床室(老健・療養等) 370円
		ユニット型個室 1,310円
		ユニット型個室の多床室 1,310円
		従来型個室(特養等) 820円
		従来型個室(老健・療養等) 1,310円
		多床室(特養等) 370円
		多床室(老健・療養等) 370円

9 高額介護サービス費等の支給 (利用者負担の上限額の設定)



A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス

D 介護保険以外の高齢者支援のサービス

E 相談窓口

1か月の介護サービス利用にかかる利用者負担額(1割から3割)が個人または世帯の負担上限額を超えた場合に、申請によって超えた分が支給されます。利用者負担上限額は、その世帯の構成員の所得状況によって異なり、次の4段階(2017年7月までは5段階)に区分されます。

[2017年8月以降]

区分		個人の上限額	世帯の上限額
第1段階	生活保護受給者の方	15,000円	15,000円
	老齢福祉年金の受給者であって、世帯全員が市民税非課税の方		24,600円
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方であって、課税年金収入と合計所得金額(年金にかかる所得は除く)の合計が年間80万円以下の方		
第3段階	世帯全員が市民税非課税の方であって、第2段階以外の方	24,600円	
第4段階	世帯員に市民税課税者がいる方	44,400円	44,400円

[2017年7月まで]

区分		個人の上限額	世帯の上限額
第1段階	生活保護受給者の方	15,000円	15,000円
	老齢福祉年金の受給者であって、世帯全員が市民税非課税の方		24,600円
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方であって、課税年金収入と合計所得金額(年金にかかる所得は除く)の合計が年間80万円以下の方		
第3段階	世帯全員が市民税非課税の方であって、第2段階以外の方	24,600円	
第4段階	市民税課税世帯の方	37,200円	37,200円
第5段階	市民税課税世帯であって、同一世帯の第1号被保険者の中に現役並み所得を有する方がいる方	44,400円	44,400円

- ・同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯は年間446,400円の上限が設定されます(2020年7月まで)。
- ・保険料の滞納により給付制限を受けている場合は、高額介護サービス費が支給されない場合があります。

10 高額医療合算介護サービス費

同一世帯内に、医療保険及び介護保険の両制度ともに自己負担がある世帯を対象に、1年間(毎年8月1日から翌年7月31日まで)にかかった医療保険と介護保険の自己負担額の合算額が著しく高額になった場合は、負担を軽減するために自己負担限度額を超えた額が医療保険、介護保険の自己負担額の比率に応じて支給されます。

※医療保険からは「高額介護合算療養費」として支給されます。

■年齢・所得区分ごとの自己負担限度額(年額)

区分	後期高齢者医療制度	70歳から74歳の方がいる世帯
上位所得者現役並み所得者	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
市民税非課税世帯・低所得者(Ⅱ) ^{※1}	31万円	31万円
市民税非課税世帯・低所得者(Ⅰ) ^{※2}	19万円	19万円

70歳未満の方がいる世帯

区分	自己負担限度額
健保:83万円以上(標準報酬月額) 国保:901万円超(旧ただし書き所得)	212万円
健保:53万円から79万円(標準報酬月額) 国保:600万円超から901万円(旧ただし書き所得)	141万円
健保:28万円から50万円(標準報酬月額) 国保:210万円超から600万円(旧ただし書き所得)	67万円
健保:26万円以下(標準報酬月額) 国保:210万円以下(旧ただし書き所得)	60万円
市民税非課税世帯	34万円

※1 低所得者Ⅱは、70歳以上の方で、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税の方。

※2 低所得者Ⅰは、70歳以上の方で、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税であり、所得が一定基準を満たす方。

【算定方法】

毎年8月1日～翌年7月31日までの1年間に支払った医療保険の自己負担額(高額療養費を除く)及び介護保険の自己負担額(高額介護(予防)サービス費を除く)が対象となります。ただし、施設サービス等の食費、居住費等の自己負担額や福祉用具購入費、住宅改修費等は対象となりません。

11 低所得者に対する利用者負担軽減制度

○社会福祉法人の利用負担額軽減

低所得者で特に生計が困難な方が、社会福祉法人が提供するサービスのうちで、

- ①訪問介護
 - ②通所介護
 - ③短期入所生活介護
 - ④定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ⑤夜間対応型訪問介護
 - ⑥地域密着型通所介護
 - ⑦認知症対応型通所介護
 - ⑧小規模多機能型居宅介護
 - ⑨地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ⑩看護小規模多機能型居宅介護
 - ⑪介護福祉施設サービス
 - ⑫訪問型サービス
 - ⑬通所型サービス
- を利用する場合、自己負担額が軽減されることがあります。

○離島等に居住する方のための利用者負担額軽減

離島等^{*}にお住まいの低所得者の方が、特別地域加算を受けている事業所で訪問介護サービスを利用する場合、自己負担額が軽減されることがあります。

※対象地域:宇久町、高島町、黒島町

○中山間地域等に居住する方のための利用者負担額軽減

中山間地域等^{*}にお住まいの低所得者の方が、小規模事業所加算を受けている事業所で訪問介護サービスを利用する場合、自己負担額が軽減されることがあります。

※対象地域:浅子町、吉井町、世知原町、小佐々町、江迎町、鹿町町

※上記の軽減にあたっては、事前に市への申請が必要です(対象要件があります)。詳しくは事業所または長寿社会課(P81)へお問い合わせください。

A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス

D 介護保険以外の高齢者支援のサービス

E 相談窓口

12 転入・転出時の要支援・要介護認定の継続について

A 介護保険制度の概要

(1) 転入

転入前の市町村で要支援・要介護認定を受けていた方は、転入後14日以内に、長寿社会課または支所、行政センターの窓口で手続きをすると、転入前の市町村で受けていた要支援・要介護認定を佐世保市で6か月間引き継ぐことができます。「介護保険被保険者証」と「介護保険負担割合証」については、後日送付いたします。

ただし、介護保険施設などに転入される場合は、『住所地特例』の対象となるため上記の手続きは不要です。

(2) 転出

要支援・要介護認定を受けている方は、転出後14日以内に、転出先の市町村で手続きをしていただくことにより、認定を引き継ぐことができます。

「介護保険受給資格証明書(佐世保市で受けていた認定の証明)」は長寿社会課または支所、行政センターの窓口で交付申請の受付をしております。(交付申請は住民票の転出届を出された後に行ってください。)

なお、介護保険施設等に転出される場合は、引き続き佐世保市が保険者となります。上記の手続きとは別に『住所地特例』の対象となるための手続きが必要となりますので、長寿社会課または、支所、行政センターの窓口で手続きをしてください。

『住所地特例』とは

介護保険は住所地である市町村が保険者となることが原則ですが、住所地以外の市町村に所在する介護保険施設等に入所し、住所を施設所在地に移した場合、住所を移す前に居住していた市町村が保険者となる特別措置があり、これを『住所地特例』といいます。対象施設については長寿社会課(P81)までお問い合わせください。



B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス

D 高齢者支援以外のサービス

E 相談窓口

B 2018年度 介護保険制度改正の ポイント



1 介護保険制度改正のポイント



●2018年度介護保険制度改正

2025年には、団塊の世代の方が75歳以上となり、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上となるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれています。こうした中、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者の方が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケア」を深化・推進させるため、第7期介護保険事業計画を策定し、関係機関と連携を図りながら取り組めます。

- 保険者機能強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組み
- 医療・介護の連携の推進
- 地域共生社会の実現に向けた取組み

●介護医療院の創設

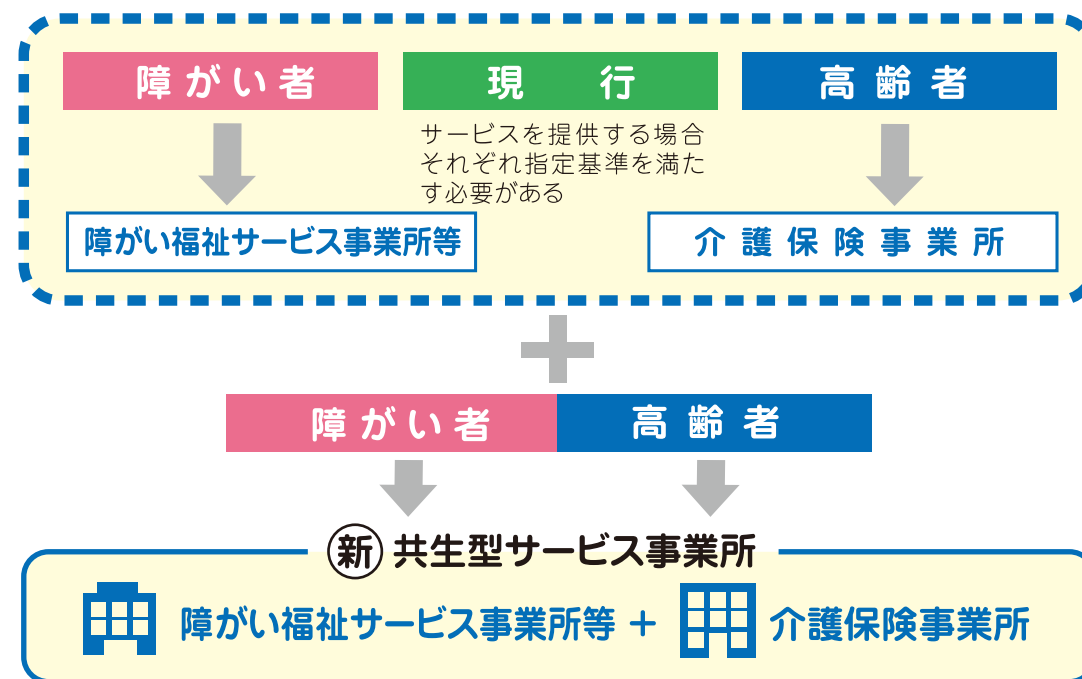
介護医療院は、今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへ対応するため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナル(終末期)等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた施設として、新たに創設されました。



●共生型サービスの新設

地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするために、介護保険と障がい福祉両方の制度に共生型サービスが新設されます。

障がいのある方が65歳を迎えても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくなります。



●介護サービス利用の際の費用負担の見直し〔2018年8月から〕

2015年度の介護保険制度改正により、高齢者世代内で負担の公平化を図っていくため、一定以上の所得がある高齢者の方については、介護サービス費用の2割を負担していただくこととなりました。

今回の制度改正では、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、介護保険制度の持続可能性を高める観点から、介護サービス費用の2割を負担していただいている方のうち、特に所得の高い層の方については、3割を負担していただくこととなりました。(負担する月額44,400円を上限)

要件	負担割合
「合計所得金額 ^(注) 220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額 ^(注) 340万円以上(2人以上の世帯の場合463万円以上)」の方	3割
「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額280万円以上(2人以上の世帯の場合346万円以上)」の方	2割
上記以外の方	1割

(注)その他合計所得金額とは、合計所得金額から年金収入に係る所得を除いた金額です。

C

介護保険のサービス



介護サービスの種類について

介護サービスとは日常生活などにおいて介護や支援を必要とする人が利用できるサービスです。

大きく分けて「在宅サービス」、「施設サービス」、「地域密着型サービス」の3つの種類に分かれます。

それ以外に「地域支援事業」や「保健福祉事業」、佐世保市独自で実施している「市町村特別給付」などのサービスがあります。

1 在宅サービス (P.27~34, 37~44)

在宅で生活する方に対し、提供されるサービスのことで、

■ 居宅サービス

利用者の意向や自立支援をもとにした介護支援専門員(ケアマネジャー)等によるケアプランの作成やサービス提供事業者との連絡調整等を行います。

- 居宅介護支援 ● 介護予防支援

■ 訪問サービス

自宅において食事、排せつ、入浴など日常生活上の手助けを受けるサービス、看護やリハビリテーションを受けるサービスがあります。

- 訪問介護(ホームヘルプサービス) ● (介護予防)訪問入浴介護 ● (介護予防)訪問看護
- (介護予防)訪問リハビリテーション ● (介護予防)居宅療養管理指導

■ 通所サービス

デイサービスセンターで、食事、排せつ、入浴などの手助けや機能訓練を受けるサービス、介護老人保健施設や病院などで必要なリハビリテーションを受けるサービスがあります。

- 通所介護(デイサービス) ● (介護予防)通所リハビリテーション(デイケア)

■ 短期入所サービス

家族の用事などによって一時的に自宅で介護を受けられない場合に、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等に短期間入所して食事、排せつ、入浴など日常生活上の手助けを受けるサービスがあります。

- (介護予防)短期入所生活介護(ショートステイ) ● (介護予防)短期入所療養介護

■ 自宅の生活環境・介護環境を整えるサービス

特殊ベッドや車いすなどの福祉用具の貸与、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修にかかる費用の支給などがあります。

- (介護予防)福祉用具貸与 ● (介護予防)福祉用具購入 ● (介護予防)住宅改修

■ 特定の施設に入居して利用するサービス

有料老人ホームやケアハウスなどに入居している方が日常生活上の手助けを受けるサービスがあります。

- (介護予防)特定施設入居者生活介護

介護サービスの種類について

2 施設サービス (P.45~47)

施設サービスは、要介護1~5の方(※「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」は原則要介護3以上の方)が施設に入所して受けるサービスのことで、佐世保市では下記のサービスが提供されています。

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設(老人保健施設)
- 介護療養型医療施設(療養病床等)
- 介護医療院

3 地域密着型サービス (P.35~36、48~55)

住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう支援するためのサービスです。

■ 訪問サービス

- 夜間対応型訪問介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

■ 通所サービス

- (介護予防)認知症対応型通所介護
- 地域密着型通所介護

■ 「通い」「訪問」「泊まり」の多機能型サービス

「通い(デイサービス)」を中心に、利用者の状態や必要性によって、「訪問(ホームヘルプサービス)」や「泊まり(ショートステイ)」を組み合わせながら利用するサービスです。これらのサービスが同じ事業所で一体的に提供されます。

- (介護予防)小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護

■ 住居等に入居して利用するサービス

認知症の方などが少人数で共同生活をしながら日常生活上の手助けを受けるサービスなどがあります。

- (介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)

4 その他のサービス (P.56~68)

■ 市町村特別給付

介護保険のサービスとは別に、第1号保険料を財源として独自に行うサービスの給付のことで、

- 訪問理美容
- おむつ購入費支給事業

■ 地域支援事業

地域包括ケアシステムの実現に向けて高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組み、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するために実施する事業です。

<介護予防・日常生活支援総合事業>

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指す事業で、佐世保市では2017年4月から始まっています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 訪問型サービス事業
- 通所型サービス事業
- きらっと元気教室
- 地域介護予防活動支援事業 等

<包括的支援事業・任意事業>

包括的支援事業とは、地域包括支援センターを中心として、保健・医療・福祉に関する相談・支援等、包括的かつ継続的に対応していく事業です。また、任意事業とは、地域の実情に応じて必要な支援を行う事業で、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者を介護する家族等を支援する事業などを行っています。

- 介護教室
- 介護食づくり教室
- 配食サービス
- 徘徊高齢者家族支援サービス事業
- 介護者リフレッシュ事業 等

■ 保健福祉事業

第1号保険料を財源に市町村が独自に条例で定めて実施する事業です。要介護・要支援認定者だけでなく、要介護被保険者を介護する方やすべての被保険者を対象として行われるものです。

佐世保市では次の事業を実施しています。

- 離島介護サービス渡航費等支援事業
- いきいき元気食づくり教室

要支援の方は介護予防を目的とした内容となります。
各サービスの対象者や内容など、詳しくは各ページをご覧ください。長寿社会課、地域包括支援センター、高齢者相談センターにお尋ねください。



よりよい介護サービスを利用するために

A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス

D 介護保険以外の高齢者支援のサービス

E 相談窓口

介護保険は、介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、利用者の希望を尊重し、安心してサービスが受けられるようにする仕組みです。

しかし、必要以上にサービスを利用すると、かえって身体機能を低下させるおそれがあります。

自分でできることはなるべく自分で行い、できないことは介護サービスを上手に活用し、本当に必要なサービスだけを利用するようにしましょう。

■介護支援専門員(ケアマネジャー)を選ぶときには

ケアマネジャーはケアプランの作成のほか、介護サービス事業者や市町村との連絡調整や、サービスに関する相談等も行います。介護保険を利用するには欠かせない役割の人ですので、良いケアマネジャーを選ぶことが重要です。ケアマネジャーを選ぶときには、次の点に気をつけましょう。

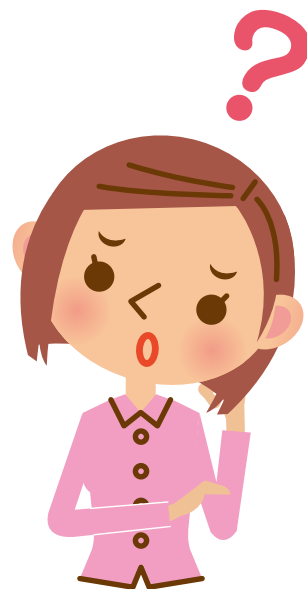
- ①サービスの種類や内容、利用の仕方をわかりやすく説明してくれる。
- ②利用者の身体状況や家族の状況、希望を聞いて、どのようなサービスがなぜ必要か詳しく説明してくれる。
- ③サービスを開始してからも電話や自宅に訪問するなどして様子を確認してくれる。
- ④サービスについての苦情や相談にのってくれる。
- ⑤ケアプランの見直しやサービス事業者の変更についてもきちんと対応してくれる。

■介護サービス事業者を選ぶときには

- 佐世保市内にどのような種類の事業者があるのか知っておきましょう。
- 実際に事業者のパンフレットを取り寄せたり、電話で問い合わせるなどして情報を収集しましょう。
- ケアマネジャーから複数の事業者を紹介してもらうことで、選択肢を持つことが大切です。
- 契約内容をしっかり確認しましょう。

■介護サービス事業者を選んだあと

月々の利用料について、毎月確認しましょう。



1

在宅サービス

介護予防支援

地域包括支援センターが介護予防を目的にケアプランを作成します。

対象者 要支援1・2の認定を受け介護予防給付の必要性が認められた方

サービスの内容 家庭で介護を受ける本人の心身状況、置かれている環境、本人及び家族の希望などを踏まえ、適切なアセスメントのもとケアプランを作成するとともに、サービス提供事業者との連絡調整を行います。また、サービスに関する相談も行います。

利用料のめやす

介護予防支援費		サービス費用
要支援1・2の方で、介護予防給付を受ける場合	1か月につき	4,300円

※全額保険給付されますので、利用者の負担はありません。



A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス

D 介護保険以外の高齢者支援のサービス

E 相談窓口

2 介護予防訪問入浴介護



感染症等の理由により、施設における入浴が困難な方の入浴の介助を行います。

対象者 要支援1・2の認定を受けた方

サービスの内容 看護職員や介護職員が、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介助を行います。

利用料のめやす サービス費用への加算が生じる場合があります。詳しくはご利用の事業者にお尋ねください。

サービス費用	
1回につき	8,450円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。

3 介護予防訪問看護

看護師等が家庭を訪問して、主治医と連携をとりながら、療養上のお世話や必要な診療の補助を行います。

対象者 要支援1・2の認定を受けた方

サービスの内容

- 病状の観察 ● 体位変換
- 食事、入浴、排せつの介助
- 清拭 ● カテーテル等の管理
- 床ずれの処置
- リハビリテーション 等

利用料のめやす サービス提供時間により利用料が異なります。また、サービス費用への加算が生じる場合があります。詳しくはご利用の事業者にお尋ねください。



		サービス費用
訪問看護ステーションの場合	たとえば30分以上	7,870円
病院または診療所の場合	1時間未満1回につき	5,480円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。

4 介護予防訪問リハビリテーション



心身の機能が低下し、リハビリテーションが必要な方に対して、日常生活の自立を助けるため、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、必要なリハビリテーションを行います。

対象者 要支援1・2の認定を受けた方

サービスの内容 医師の指示のもと、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し対象者の心身の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためにリハビリテーションを行います。

利用料のめやす サービス費用への加算が生じる場合があります。詳しくはご利用の事業者にお尋ねください。

サービス費用	
1回につき	2,900円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。

5 介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師などが家庭を訪問して、必要な指導などを行うことにより在宅でも安心して療養できるように支援します。

対象者 要支援1・2の認定を受けた方

サービスの内容 医師・歯科医師・歯科衛生士・薬剤師・管理栄養士などが家庭を訪問し、心身の状態や生活環境に基づいた療養上の管理や指導を行います。

利用料のめやす

		サービス費用
医師が行う場合	1回につき	2,600～5,070円
歯科医師が行う場合		4,420～5,070円
薬剤師が行う場合		3,440～5,580円
管理栄養士が行う場合		4,420～5,370円
歯科衛生士等が行う場合		2,950～3,550円
保健師・看護師が行う場合		3,620～4,020円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。

6 介護予防通所リハビリテーション



老人保健施設や病院などに通い、理学療法や作業療法、その他必要なりハビリテーションを受けることにより、心身機能の維持を図り、日常生活の自立を図ります。

対象者 要支援1・2の認定を受けた方

サービスの内容 ●食事 ●入浴 ●機能訓練 ●送迎 ●運動器の機能向上
●栄養改善 ●口腔機能の向上 等

利用料のめやす 要介護度により利用料が異なります。また、利用するサービス等により、サービス費用への加算や食費などの実費負担が生じる場合があります。詳しくはご利用の事業者にお尋ねください。

		サービス費用
要支援1	1か月につき	17,120円
要支援2		36,150円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。

7 介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)



介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等が、一時的に家庭で支援を受けられなくなり短期間入所している方に、日常生活上の支援や機能訓練を行います。

対象者 要支援1・2の認定を受けた方

サービスの内容 ●食事、入浴、排せつの介助 ●機能訓練 ●送迎 等

利用料のめやす 要介護度や利用する施設の種類により利用料が異なります。また、利用するサービス等により、サービス費用への加算や実費負担が生じます。詳しくはご利用の事業者にお尋ねください。

		サービス費用
要支援1	1日につき	4,370～5,430円
要支援2		5,430～6,600円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。

8 介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等が、一時的に家庭で支援を受けられなくなり短期間入所している方に、日常生活上の支援や機能訓練等を行います。

対象者 要支援1・2の認定を受けた方

サービスの内容 ●食事、入浴、排せつの介助 ●医学的な管理のもとでの介護
●機能訓練 ●送迎 等

利用料のめやす 要介護度や利用する施設の種類により利用料が異なります。また、利用するサービス等により、サービス費用への加算や実費負担が生じます。詳しくはご利用の事業者にお尋ねください。

介護老人保健施設の場合		サービス費用
要支援1	1日につき	5,660～6,660円
要支援2		7,050～8,230円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。



9 介護予防特定施設入居者生活介護



介護事業者としての指定を受けた有料老人ホーム等が、入居している方に日常生活上の支援や機能訓練等を行います。

対象者 要支援1・2の認定を受けた方

サービスの内容 ●食事、入浴、排せつの介助 ●機能訓練 等

利用料のめやす 要介護度や利用する施設の種類により利用料が異なります。また、利用するサービス等により、サービス費用への加算や実費負担が生じます。詳しくはご利用の事業者にお尋ねください。

		外部サービス利用型	
		サービス費用	
要支援1	1日につき	1,800円	550円
要支援2		3,090円	

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。

(注)外部サービス利用型の場合、利用するサービスごとに別途利用料がかかります。

A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス
「予防給付」

D 介護保険以外の
高齢者支援のサービス

E 相談窓
口

11 介護予防福祉用具購入



腰掛便座や入浴補助用具などを購入した際の購入費の支給を行うことにより、日常生活の自立を助け、介護者の負担を軽減するものです。

対象者 要支援1・2の認定を受け、在宅生活をしている方

サービスの内容 ①腰掛便座 ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分

自己負担について 支払方法には、償還払いと受領委任払いの2通りの方法があります。

- 償還払い…特定の福祉用具を購入された金額(限度額は年度ごとに10万円)の9割～7割をその後の申請により支給します。
- 受領委任払い…購入事業者に1割～3割支払い、残りの9割～7割分は市から直接購入事業者に支給します。

※受領委任払いについては、利用できない場合もありますので事前にご相談ください。
※10万円を超えた額は全額自己負担となります。

その他

- ご利用の際は事前にケアマネジャーにご相談ください。
- 都道府県知事等の指定を受けた販売事業者からの購入分のみが対象となりますので、ご注意ください。
- 支給を受ける権利は、2年を過ぎると時効により無くなりますので、お早めに申請してください。

A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス
「予防給付」

D 介護保険以外の
高齢者支援のサービス

E 相談窓
口

10 介護予防福祉用具貸与

手すりやスロープなどの貸与を行うことにより、日常生活の自立を助け、介護者の負担を軽減するものです。

対象者 要支援1・2の認定を受け、在宅生活をしている方

サービスの内容 ①車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換器 ⑦認知症老人徘徊感知機器 ⑧移動用リフト(つり具の部分を除く) ⑨自動排泄処理装置 ⑩歩行器 ⑪歩行補助つえ ⑫手すり(工事を伴わないものに限る) ⑬スロープ(工事を伴わないものに限る)

※①～⑨については要介護度によりご利用できない場合がありますので、ケアマネジャーにご相談ください。

利用料のめやす 福祉用具の貸与代金(各事業者により設定されています)の1割～3割が自己負担(利用料)となります。詳しくはご利用の事業者へお尋ねください。

その他

- ご利用の際はケアマネジャーにご相談ください。
- 貸与用具は、公益財団法人テクノエイド協会の介護保険福祉用具貸与対象に該当するものが対象です。



12 介護予防住宅改修



A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス
「予防給付」

D 介護保険以外の
高齢者支援のサービス

E 相談窓
口

住宅の改修を行ったとき、改修費の支給を行うことにより自立を助け、介護者の負担を軽減するものです。

対象者 要支援1・2の認定を受け、在宅生活をしている方

サービスの内容 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への取替え ⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

手続きの流れ(事前申請が必要です)

- ご利用の際は、地域包括支援センターの担当者に必ず連絡してください。
- 申請は工事前に行う必要があります。[事前申請書・住宅改修が必要な理由書・工事費見積書・住宅所有者の承諾書(住宅の所有者が当該利用者でない場合)・工事を行う箇所が確認できる写真(日付入り)・見取り図が必要です。]
- 市の承認後に、工事を着工してください。
- 工事終了後、速やかにケアマネジャーにご連絡ください。工事後の申請を行う必要があります。[支給申請書・領収書・工事内訳書・工事を行った箇所の確認できる写真(日付入り)が必要です。]

自己負担について 支払方法には、償還払いと受領委任払いの2通りの方法があります。(20万円の9割～7割を上限に費用を支給します)

- 償還払い…一旦全額を改修業者へ支払い、そのあと対象となる工事費用(限度額は20万円)の9割～7割分を支給します。
- 受領委任払い…改修業者に1割～3割支払い、残りの9割～7割分は市から直接改修業者に支給します。

※受領委任払いについては、利用できない場合もありますので事前にご相談ください。
※対象工事以外の改修費用や20万円を超えた額は、全額自己負担となります。

その他

- 工事対象となるのは現に居住する住所地の住宅のみです。
- 新築または増改築に伴う工事は対象外です。
- 支給を受ける権利は2年を過ぎると時効により無くなりますので、お早めに申請してください。

お問い合わせ先 地域包括支援センター(P82～83)
長寿社会課(P81)までお尋ねください。

実施施設(事業者) 事業者の指定はありません。

1

地域密着型サービス

介護予防認知症対応型通所介護



A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス
「予防給付」

D 介護保険以外の
高齢者支援のサービス

E 相談窓
口

認知症の要支援者が、認知症対応型のデイサービスセンターに通い、入浴や食事の世話、機能訓練等のサービスを受けることにより、心身の機能の維持向上や孤立感の解消、認知症の進行の予防などを図ります。

対象者 要支援1・2の認定を受け、認知症の症状がみられる方

サービスの内容 ●入浴 ●機能訓練 ●食事 ●送迎 等

利用料のめやす 要介護度やサービス提供時間により、利用料が異なります。また、利用するサービス等により、サービス費用への加算や食費などの実費負担が生じる場合があります。詳しくはご利用の事業者へお尋ねください。

		サービス費用
要支援1	7時間以上8時間未満	4,800～8,520円
要支援2	利用の場合1回につき	5,080～9,520円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、利用者の様態や希望に応じて、随時の「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練などを行います。

対象者 要支援1・2の認定を受けた方

サービスの内容 ●通所または短期宿泊による食事、入浴、排せつなどの介護
●その他日常生活の世話 ●機能訓練などの援助

利用料のめやす 要介護度により利用料が異なります。また利用するサービス等によりサービス費用への加算や実費負担が生じる場合があります。詳しくはご利用の事業者へお尋ねください。

		サービス費用
要支援1	1か月につき	34,030円
要支援2		68,770円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。



独立して日常生活を送ることが困難でグループホームに入所した認知症の要支援者等に対して、少人数で共同生活における介護を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、安定した健やかな生活を送ることができるよう支援します。

対象者 要支援2の認定を受け、認知症の症状がみられる方

サービスの内容

- 住居及び食事の提供
- 金銭管理の指導
- 健康管理の助言等の生活指導及び緊急時の対応
- 食事、入浴、排せつなどの介助

利用料のめやす サービス費用への加算が生じる場合があります。また、居住費や食費などの実費負担が生じます。詳しくはご利用の事業者へお尋ねください。

		サービス費用
要支援2	1日につき	7,430～7,550円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。

短期利用共同生活介護利用の場合		サービス費用
要支援2	1日につき	7,710～7,830円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。



居宅介護支援事業者が高齢者本人に合ったケアプランを作成します。

対象者 要介護1～5の認定を受けた方

サービスの内容 家庭で介護を受ける本人の心身の状況、おかれている環境、本人及び家族の希望などを踏まえ、適切なアセスメントのもとケアプランを作成するとともに、サービス提供事業者との連絡調整を行います。また、介護保険施設への入所希望等の相談も行います。

利用料のめやす

居宅介護支援 I		サービス費用
要介護1・2	1か月につき	10,530円
要介護3・4・5		13,680円

※全額保険給付されますので、利用者の負担はありません。

訪問介護員(ホームヘルパー)が家庭を訪問して、必要な介護やその他の日常生活上の世話をを行います。

対象者 要介護1～5の認定を受けた方

サービスの内容

- 身体介護 食事や入浴・排せつの介助・洗面、身体整容、更衣介助 等
- 生活援助 居室の清掃や衣類の洗濯、調理、買い物 等
- 通院等乗降介助 ※運転時間中の移送行為そのもの(移送にかかる経費[運賃])は介護保険の対象ではありません。

利用料のめやす

		サービス費用
身体介護	たとえば30分以上1時間1回につき	3,940円
生活援助	たとえば20分以上45分未満1回につき	1,810円
通院等乗降介助	1回(片道)につき	980円

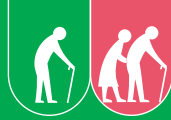
※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。

※サービス提供時間により利用料が異なります。またサービス費用への加算が生じる場合があります。詳しくはご利用の事業者にお尋ねください。

※介護保険サービスの対象外となる行為

- 主として家族の利便に供する行為または家族が行うことが適当であると判断される行為
 - ・利用者以外のものに係る洗濯や調理、買い物・利用者が使用する居室等以外の掃除 等
- 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障がないと判断される行為
 - ・庭の草むしり、花木の水やり、犬の散歩 等
- 日常に行われる家事の範囲を超える行為
 - ・大掃除、窓のガラス磨き・家具や電気器具等の移動や修繕 等

3 訪問入浴介護



寝たきり等により、入浴が困難な方の入浴の介助を行います。

対象者 要介護1～5の認定を受けた方

サービスの内容 看護職員や介護職員が、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介助を行います。

利用料のめやす サービス費用への加算が生じる場合があります。詳しくはご利用の事業者にお尋ねください。

サービス費用	
1回につき	12,500円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。



4 訪問看護

看護師等が家庭を訪問して、主治医と連携をとりながら、療養上のお世話等の支援を行います。

対象者 要介護1～5の認定を受けた方

サービスの内容

- 病状の観察 ●体位変換 ●食事、入浴、排せつの介助
- 清拭 ●カテーテル等の管理 ●床ずれの処置
- リハビリテーション ●家族の介護指導 等

利用料のめやす サービス提供時間により利用料が異なります。また、サービス費用への加算が生じる場合があります。詳しくはご利用の事業者にお尋ねください。

		サービス費用
訪問看護ステーションの場合	たとえば30分以上 1時間未満1回につき	8,160円
病院または診療所の場合		5,690円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。

5 訪問リハビリテーション



心身の機能が低下し、リハビリテーションが必要な方に対して、日常生活の自立を助けるため、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、必要なリハビリテーションを行います。

対象者 要介護1～5の認定を受けた方

サービスの内容 医師の指示のもと、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し対象者の心身の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためにリハビリテーションを行います。

利用料のめやす サービス費用への加算が生じる場合があります。詳しくはご利用の事業者にお尋ねください。

サービス費用	
1回につき	2,900円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。

6 居宅療養管理指導

医師や歯科医師などが家庭を訪問して、必要な指導などを行うことにより在宅でも安心して療養できるように支援します。

対象者 要介護1～5の認定を受けた方

サービスの内容 医師・歯科医師・歯科衛生士・薬剤師・管理栄養士などが家庭を訪問し、心身の状態や生活環境に基づいた療養上の管理や指導を行います。

利用料のめやす

		サービス費用
医師が行う場合	1回につき	2,600～5,070円
歯科医師が行う場合		4,420～5,070円
薬剤師が行う場合		3,440～5,580円
管理栄養士が行う場合		4,420～5,370円
歯科衛生士等が行う場合		2,950～3,550円
保健師・看護師が行う場合		3,620～4,020円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。

7 通所介護(デイサービス)



通所介護事業所(デイサービスセンター)において、日常生活上の世話や機能訓練を行います。

- 対象者** 要介護1～5の認定を受けた方
- サービスの内容** ●食事 ●入浴 ●レクリエーション ●機能訓練 ●送迎 等
- 利用料のめやす** 要介護度やサービス提供時間により利用料が異なります。また、利用するサービス等により、サービス費用への加算や食費などの実費負担が生じる場合があります。詳しくはご利用の事業者にお尋ねください。

サービス費用		
要介護1	例えば7時間以上 8時間未満利用した場合 1回につき	5,950～ 6,450円
要介護2		7,030～ 7,610円
要介護3		8,140～ 8,830円
要介護4		9,260～10,030円
要介護5		10,380～11,240円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。

8 通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や病院などに通い、理学療法や作業療法、その他必要なリハビリテーションを受けることにより、心身機能の維持を図り、日常生活の自立を図ります。

- 対象者** 要介護1～5の認定を受けた方
- サービスの内容** ●食事 ●入浴 ●機能訓練 ●送迎 等
- 利用料のめやす** 要介護度やサービス提供時間により利用料が異なります。また、利用するサービス等により、サービス費用への加算や食費などの実費負担が生じる場合があります。詳しくはご利用の事業者にお尋ねください。

サービス費用		
要介護1	例えば6時間以上 7時間未満利用した場合 1回につき	6,260～ 6,670円
要介護2		7,500～ 7,970円
要介護3		8,700～ 9,240円
要介護4		10,140～10,760円
要介護5		11,550～12,250円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。

9 短期入所生活介護(ショートステイ)



介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等が、一時的に家庭で支援を受けられなくなり短期間入所している方に、日常生活上の支援や機能訓練を行います。

- 対象者** 要介護1～5の認定を受けた方
- サービスの内容** ●食事、入浴、排せつの介助 ●機能訓練 ●送迎 等
- 利用料のめやす** 要介護度やサービス提供時間及び利用する施設の種類により利用料が異なります。また、利用するサービス等により、サービス費用への加算や実費負担が生じます。詳しくはご利用の事業者にお尋ねください。

サービス費用		
要介護1	1日につき	5,840～7,230円
要介護2		6,520～7,900円
要介護3		7,220～8,630円
要介護4		7,900～9,300円
要介護5		8,560～9,970円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。

10 短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等が、一時的に家庭で支援を受けられなくなり短期間入所している方に、日常生活上の支援や機能訓練を行います。

- 対象者** 要介護1～5の認定を受けた方
- サービスの内容** ●食事、入浴、排せつの介助 ●医学的な管理のもとでの介護 ●機能訓練 ●送迎 等
- 利用料のめやす** 要介護度や利用する施設の種類により利用料が異なります。また、利用するサービス等により、サービス費用への加算や実費負担が生じます。詳しくはご利用の事業者にお尋ねください。

介護老人保健施設の場合		サービス費用
要介護1	1日につき	7,390～ 9,400円
要介護2		7,830～10,210円
要介護3		8,430～12,030円
要介護4		8,940～12,770円
要介護5		9,440～13,520円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。

11 特定施設入居者生活介護



介護事業者として指定を受けた有料老人ホーム等が、入居している方に日常生活上の支援や機能訓練等を行います。

対象者 要介護1～5の認定を受けた方

サービスの内容 ●食事、入浴、排せつの介助 ●機能訓練 等

利用料のめやす 要介護度や利用する施設の種類により利用料が異なります。また、利用するサービス等により、サービス費用への加算や実費負担が生じます。詳しくはご利用の事業者にお尋ねください。

		サービス費用
要介護1	1日につき	5,340円
要介護2		5,990円
要介護3		6,680円
要介護4		7,320円
要介護5		8,000円

外部サービス利用型		サービス費用
要介護1～5	1日につき	820円

(注)外部サービス利用型の場合、利用するサービスごとに別途利用料がかかります。
※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。

12 福祉用具貸与

特殊寝台や車いすなどの日常生活用具の貸与を行うことにより、日常生活の自立を助け、介護者の負担を軽減するものです。

対象者 要介護1～5の認定を受け、在宅生活をしている方

サービスの内容 ①車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品
⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換器 ⑦認知症老人徘徊感知機器
⑧移動用リフト(つり具の部分を除く) ⑨自動排泄処理装置
⑩歩行器 ⑪歩行補助つえ ⑫手すり(工事を伴わないものに限る)
⑬スロープ(工事を伴わないものに限る)

※①～⑨については要介護度によりご利用できない場合がありますので、ケアマネジャーにご相談ください。

利用料のめやす 福祉用具の貸与代金(各事業者により設定されています)の1割～3割が自己負担(利用料)となります。詳しくはご利用の事業者へお尋ねください。

その他 ●ご利用の際はケアマネジャーにご相談ください。
●貸与用具は、公益財団法人テクノエイド協会の介護保険福祉用具貸与対象に該当するものが対象です。

13 福祉用具購入



腰掛便座や入浴補助用具などを購入した際の購入費の支給を行うことにより、日常生活の自立を助け、介護者の負担を軽減するものです。

対象者 要介護1～5の認定を受け、在宅生活をしている方

サービスの内容 ①腰掛便座 ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ③入浴補助用具
④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分

自己負担について 支払方法には、償還払いと受領委任払いの2通りの方法があります。
●償還払い…特定の福祉用具を購入された金額(限度額は年度ごとに10万円)の9割～7割をその後の申請により支給します。
●受領委任払い…購入事業者に1割～3割支払い、残りの9割～7割分は市から直接購入事業者へ支給します。

※受領委任払いについては、利用できない場合もありますので事前にご相談ください。
※10万円を超えた額は全額自己負担となります。

その他 ●ご利用の際は事前にケアマネジャーにご相談ください。
●都道府県知事等の指定を受けた販売事業者からの購入分のみが対象となりますので、ご注意ください。
●支給を受ける権利は、2年を過ぎると時効により無くなりますので、お早めに申請してください。



14 住宅改修



住宅の改修を行ったとき、改修費の支給を行うことにより自立を助け、介護者の負担を軽減するものです。

対象者 要介護1～5の認定を受け、在宅生活をしている方

サービスの内容 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への取替え ⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

手続きの流れ(事前申請が必要です)

- ご利用の際は、要介護1以上の方はケアマネジャーに、必ず連絡してください。
- 申請は工事前に行う必要があります。[事前申請書・住宅改修が必要な理由書・工事費見積書・住宅所有者の承諾書(住宅の所有者が当該利用者でない場合)・工事を行う箇所が確認できる写真(日付入り)・見取り図が必要です。]
- 市の承認後に、工事を着工してください。
- 工事終了後、速やかにケアマネジャーにご連絡ください。工事後の申請を行う必要があります。[支給申請書・領収書・工事内訳書・工事を行った箇所の確認できる写真(日付入り)が必要です。]

自己負担について 支払方法には、償還払いと受領委任払いの2通りの方法があります。(20万円の9割～7割を上限に費用を支給します)

- 償還払い…一旦全額を改修業者へ支払い、そのあと対象となる工事費用(限度額は20万円)の9割～7割分を支給します。
- 受領委任払い…改修業者に1割～3割支払い、残りの9割～7割分は市から直接改修業者に支給します。

※受領委任払いについては、利用できない場合もありますので事前にご相談ください。
※対象工事以外の改修費用や20万円を超えた額は、全額自己負担となります。

その他

- 工事対象となるのは現に居住する住所地の住宅のみです。
- 新築または増改築に伴う工事は対象外です。
- 支給を受ける権利は2年を過ぎると時効により無くなりますので、お早めに申請してください。

お問い合わせ先 ケアマネジャー、長寿社会課(P81)までお尋ねください。

実施施設(事業者) 事業者の指定はありません。



1

施設サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

家庭において介護を受けることが困難な方が入所する施設です。食事、入浴、排せつなどの日常生活のお世話や、レクリエーションなど生活の質の向上のための援助を行います。

対象者 原則要介護3～5の認定を受けた方

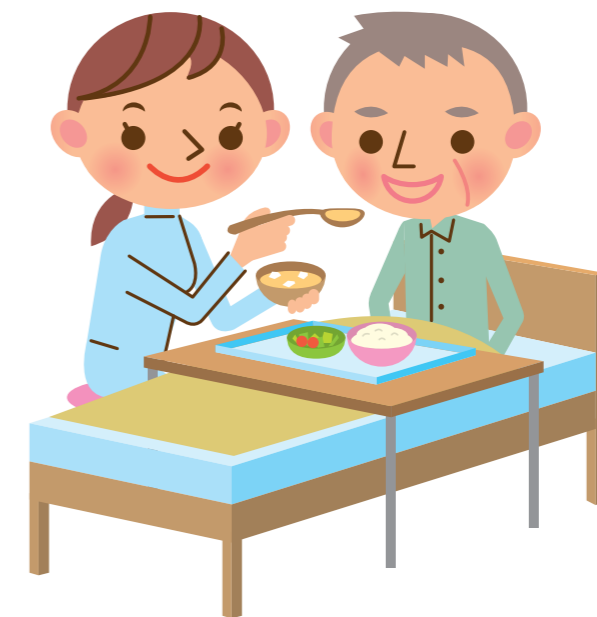
サービスの内容

- 食事、入浴、排せつなどの日常生活の介助
- 機能訓練、健康管理などの援助

利用料のめやす 要介護度や部屋の種類により利用料が異なります。また、利用するサービス等により、サービス費用への加算や実費負担が生じる場合があります。詳しくはご利用の施設へお尋ねください。

サービス費用	
1か月(30日)	167,100～276,900円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。
※上記の額とは別に居住費・食費等の負担があります。(詳しくはP14～15をご覧ください。)



2 介護老人保健施設(老人保健施設)



看護や医学的管理下における介護、機能訓練、必要な医療を受けながら、在宅生活への復帰をめざす方が入所する施設です。在宅生活の復帰に必要な介護や機能回復訓練等を行います。

対象者 要介護1～5の認定を受けた方

サービスの内容

- 機能訓練 ● 日常生活動作訓練
- 体位変換、清拭、食事、入浴などの看護・介護サービス
- 診察、投薬、注射、検査処置などの医療サービス 等

利用料のめやす 要介護度や部屋の種類により利用料が異なります。また、利用するサービス等により、サービス費用への加算や実費負担が生じる場合があります。詳しくはご利用の施設へお尋ねください。

サービス費用	
1か月(30日)	205,200～389,100円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。
※上記の額とは別に居住費・食費等の負担があります。(詳しくはP14～15をご覧ください。)

3 介護療養型医療施設(療養病床等)

長期にわたる療養が必要な方が、医療や介護を受ける施設です。ケアプランに基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、必要な医療を行います。

対象者 要介護1～5の認定を受けた方

サービスの内容 急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする高齢者のための、医療機関の病床です。医療、療養上の管理、看護などを提供します。

利用料のめやす 要介護度や部屋の種類により利用料が異なります。また、利用するサービス等により、サービス費用への加算や実費負担が生じる場合があります。詳しくはご利用の施設へお尋ねください。

サービス費用	
1か月(30日)	169,200～397,200円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。
※上記の額とは別に居住費・食費等の負担があります。(詳しくはP14～15をご覧ください。)

4 介護医療院



今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズの対応のため、「日常的な医療管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活支援」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設です。

対象者 要介護1～5の認定を受けた方

サービスの内容

- 療養上の管理、看護
- 医学的管理の下における介護
- 機能訓練 ● 必要な医療

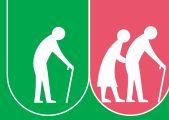
利用料のめやす 要介護度や部屋の種類により利用料が異なります。また、利用するサービス等によりサービス費用への加算や実費負担が生じます。詳しくはご利用の施設へお尋ねください。

サービス費用	
1か月(30日)	177,000～404,700円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。
※上記の額とは別に居住費・食費等の負担があります。(詳しくはP14～15をご覧ください。)



11 特定施設入居者生活介護



介護事業者として指定を受けた有料老人ホーム等が、入居している方に日常生活上の支援や機能訓練等を行います。

対象者 要介護1～5の認定を受けた方

サービスの内容 ●食事、入浴、排せつの介助 ●機能訓練 等

利用料のめやす 要介護度や利用する施設の種類により利用料が異なります。また、利用するサービス等により、サービス費用への加算や実費負担が生じます。詳しくはご利用の事業者にお尋ねください。

サービス費用	
要介護1	5,340円
要介護2	5,990円
要介護3	6,680円
要介護4	7,320円
要介護5	8,000円

外部サービス利用型

サービス費用	
要介護1～5	1日につき 820円

(注)外部サービス利用型の場合、利用するサービスごとに別途利用料がかかります。
*自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。

*自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。

12 福祉用具貸与

特殊寝台や車いすなどの日常生活用具の貸与を行うことにより、日常生活の自立を助け、介護者の負担を軽減するものです。

対象者 要介護1～5の認定を受け、在宅生活をしている方

サービスの内容 ①車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品
⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換器 ⑦認知症老人徘徊感知機器
⑧移動用リフト(つり具の部分を除く) ⑨自動排泄処理装置
⑩歩行器 ⑪歩行補助つえ ⑫手すり(工事を伴わないものに限る)
⑬スロープ(工事を伴わないものに限る)

*①～⑨については要介護度によりご利用できない場合がありますので、ケアマネジャーにご相談ください。

利用料のめやす 福祉用具の貸与代金(各事業者により設定されています)の1割～3割が自己負担(利用料)となります。詳しくはご利用の事業者へお尋ねください。

その他 ●ご利用の際はケアマネジャーにご相談ください。
●貸与用具は、公益財団法人テクノエイド協会の介護保険福祉用具貸与対象に該当するものが対象です。

13 福祉用具購入



腰掛便座や入浴補助用具などを購入した際の購入費の支給を行うことにより、日常生活の自立を助け、介護者の負担を軽減するものです。

対象者 要介護1～5の認定を受け、在宅生活をしている方

サービスの内容 ①腰掛便座 ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ③入浴補助用具
④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分

自己負担について 支払方法には、償還払いと受領委任払いの2通りの方法があります。
●償還払い…特定の福祉用具を購入された金額(限度額は年度ごとに10万円)の9割～7割をその後の申請により支給します。
●受領委任払い…購入事業者に1割～3割支払い、残りの9割～7割分は市から直接購入事業者へ支給します。

*受領委任払いについては、利用できない場合もありますので事前にご相談ください。
*10万円を超えた額は全額自己負担となります。

その他 ●ご利用の際は事前にケアマネジャーにご相談ください。
●都道府県知事等の指定を受けた販売事業者からの購入分のみが対象となりますので、ご注意ください。
●支給を受ける権利は、2年を過ぎると時効により無くなりますので、お早めに申請してください。



14 住宅改修



A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス
「介護給付」

D 介護保険以外の
高齢者支援のサービス

E 相談窓
口

住宅の改修を行ったとき、改修費の支給を行うことにより自立を助け、介護者の負担を軽減するものです。

対象者 要介護1～5の認定を受け、在宅生活をしている方

サービスの内容 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への取替え ⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

手続きの流れ(事前申請が必要です)

- 1.ご利用の際は、要介護1以上の方はケアマネジャーに、必ず連絡してください。
- 2.申請は工事前に行う必要があります。[事前申請書・住宅改修が必要な理由書・工事費見積書・住宅所有者の承諾書(住宅の所有者が当該利用者でない場合)・工事を行う箇所が確認できる写真(日付入り)・見取り図が必要です。]
- 3.市の承認後に、工事を着工してください。
- 4.工事終了後、速やかにケアマネジャーにご連絡ください。工事後の申請を行う必要があります。[支給申請書・領収書・工事内訳書・工事を行った箇所の確認できる写真(日付入り)が必要です。]

自己負担について 支払方法には、償還払いと受領委任払いの2通りの方法があります。(20万円の9割～7割を上限に費用を支給します)

- 償還払い…一旦全額を改修業者へ支払い、そのあと対象となる工事費用(限度額は20万円)の9割～7割分を支給します。
- 受領委任払い…改修業者に1割～3割支払い、残りの9割～7割分は市から直接改修業者に支給します。

※受領委任払いについては、利用できない場合もありますので事前にご相談ください。
※対象工事以外の改修費用や20万円を超えた額は、全額自己負担となります。

その他

- 工事対象となるのは現に居住する住所地の住宅のみです。
- 新築または増改築に伴う工事は対象外です。
- 支給を受ける権利は2年を過ぎると時効により無くなりますので、お早めに申請してください。

お問い合わせ先 ケアマネジャー、長寿社会課(P81)までお尋ねください。

実施施設(事業者) 事業者の指定はありません。

1

施設サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)



A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス
「介護給付」

D 介護保険以外の
高齢者支援のサービス

E 相談窓
口

家庭において介護を受けることが困難な方が入所する施設です。食事、入浴、排せつなどの日常生活のお世話や、レクリエーションなど生活の質の向上のための援助を行います。

対象者 原則要介護3～5の認定を受けた方

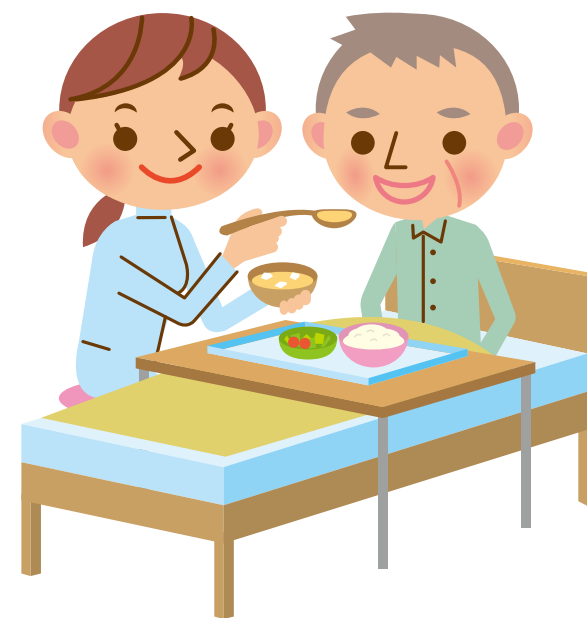
サービスの内容

- 食事、入浴、排せつなどの日常生活の介助
- 機能訓練、健康管理などの援助

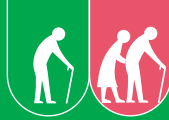
利用料のめやす 要介護度や部屋の種類により利用料が異なります。また、利用するサービス等により、サービス費用への加算や実費負担が生じる場合があります。詳しくはご利用の施設へお尋ねください。

サービス費用	
1か月(30日)	167,100～276,900円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。
※上記の額とは別に居住費・食費等の負担があります。(詳しくはP14～15をご覧ください。)



2 介護老人保健施設(老人保健施設)



看護や医学的管理下における介護、機能訓練、必要な医療を受けながら、在宅生活への復帰をめざす方が入所する施設です。在宅生活の復帰に必要な介護や機能回復訓練等を行います。

対象者 要介護1～5の認定を受けた方

サービスの内容

- 機能訓練 ● 日常生活動作訓練
- 体位変換、清拭、食事、入浴などの看護・介護サービス
- 診察、投薬、注射、検査処置などの医療サービス 等

利用料のめやす 要介護度や部屋の種類により利用料が異なります。また、利用するサービス等により、サービス費用への加算や実費負担が生じる場合があります。詳しくはご利用の施設へお尋ねください。

サービス費用	
1か月(30日)	205,200～389,100円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。
※上記の額とは別に居住費・食費等の負担があります。(詳しくはP14～15をご覧ください。)

3 介護療養型医療施設(療養病床等)

長期にわたる療養が必要な方が、医療や介護を受ける施設です。ケアプランに基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、必要な医療を行います。

対象者 要介護1～5の認定を受けた方

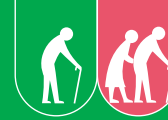
サービスの内容 急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする高齢者のための、医療機関の病床です。医療、療養上の管理、看護などを提供します。

利用料のめやす 要介護度や部屋の種類により利用料が異なります。また、利用するサービス等により、サービス費用への加算や実費負担が生じる場合があります。詳しくはご利用の施設へお尋ねください。

サービス費用	
1か月(30日)	169,200～397,200円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。
※上記の額とは別に居住費・食費等の負担があります。(詳しくはP14～15をご覧ください。)

4 介護医療院



今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズの対応のため、「日常的な医療管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活支援」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設です。

対象者 要介護1～5の認定を受けた方

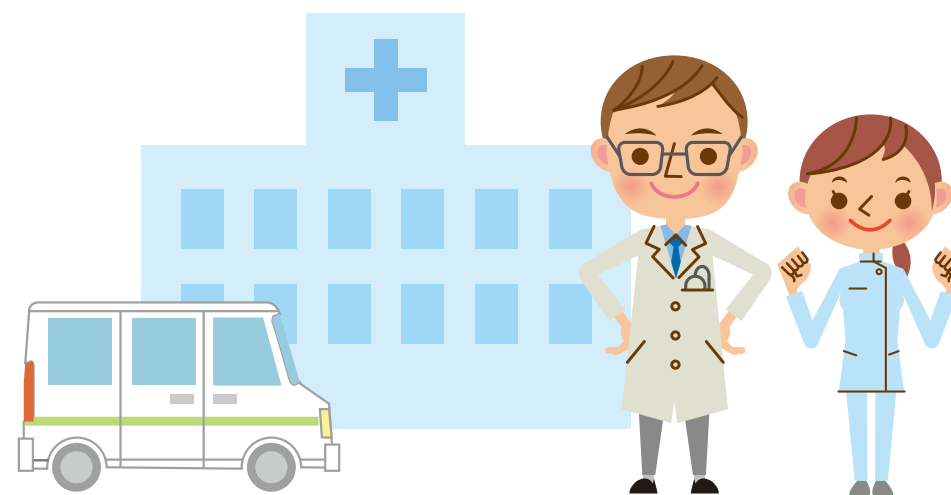
サービスの内容

- 療養上の管理、看護
- 医学的管理の下における介護
- 機能訓練 ● 必要な医療

利用料のめやす 要介護度や部屋の種類により利用料が異なります。また、利用するサービス等によりサービス費用への加算や実費負担が生じます。詳しくはご利用の施設へお尋ねください。

サービス費用	
1か月(30日)	177,000～404,700円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。
※上記の額とは別に居住費・食費等の負担があります。(詳しくはP14～15をご覧ください。)





24時間安心して自宅で生活できるよう、夜間の定期的巡回による訪問介護と、通報による随時対応の訪問看護を組み合わせ、包括的にサービスを提供します。

対象者 要介護1～5の認定を受けた方

サービスの内容 1.定期的な巡回訪問介護

1晩に1回程度、定期的に訪問介護員(ホームヘルパー)が家庭を訪問し、必要なサービスを提供します。

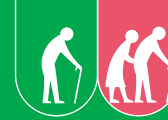
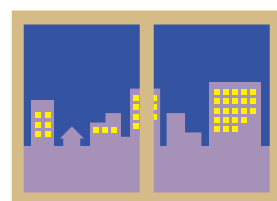
2.通報による随時対応訪問介護

緊急の場合等に、通報を受けた訪問介護員(ホームヘルパー)が家庭を訪問し、必要なサービスを提供します。

利用料のめやす サービス費用への加算や実費負担が生じる場合があります。詳しくはご利用の事業者へお尋ねください。

		サービス費用
オペレーションセンターを設置していない事業者の場合		
	1か月につき	27,420円
オペレーションセンターを設置している事業者の場合		
基本料	1か月につき	10,090円
定期巡回サービス	1回につき	3,780円
随時訪問サービスI(ヘルパー1人)	1回につき	5,760円
随時訪問サービスII(ヘルパー2人)	1回につき	7,750円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。



要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が連携しながら短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行います。

対象者 要介護1～5の認定を受けた方

サービスの内容 介護サービスと看護サービスが連携し、1日に複数回の「短時間の定期訪問」「随時の対応」を提供します。24時間の対応が可能です。

利用料のめやす 要介護度により利用料が異なります。また、サービス費用への加算が生じる場合があります。詳しくはご利用の事業者へお尋ねください。

訪問看護サービスを行わない場合		サービス費用
要介護1	1か月につき	56,660円
要介護2		101,140円
要介護3		167,930円
要介護4		212,420円
要介護5		256,900円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。

訪問看護サービスを行う場合		サービス費用
要介護1	1か月につき	82,670円
要介護2		129,150円
要介護3		197,140円
要介護4		243,020円
要介護5		294,410円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。



3 認知症対応型通所介護



認知症の要介護者が、認知症対応型のデイサービスセンターに通い、入浴や食事の世話、機能訓練等のサービスを受けることにより、心身の機能の維持向上や孤立感の解消、認知症の進行の予防などを図ります。

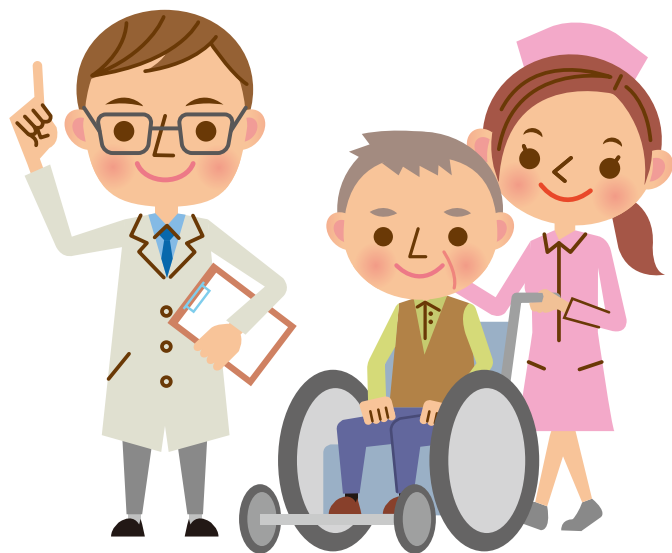
対象者 要介護1～5の認定を受け、認知症の症状がみられる方

サービスの内容 ●入浴 ●機能訓練 ●食事 ●送迎 等

利用料のめやす 要介護度やサービス提供時間により、利用料が異なります。また、利用するサービス等により、サービス費用への加算や食費などの実費負担が生じる場合があります。詳しくはご利用の事業者へお尋ねください。

サービス費用		
要介護1	7時間以上8時間未満 利用の場合1回につき	5,180～ 9,850円
要介護2		5,370～ 10,920円
要介護3		5,550～ 11,990円
要介護4		5,730～ 13,070円
要介護5		5,930～ 14,140円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。



4 地域密着型通所介護



地域密着型通所介護事業所が、日常生活上の世話や機能訓練を行います。

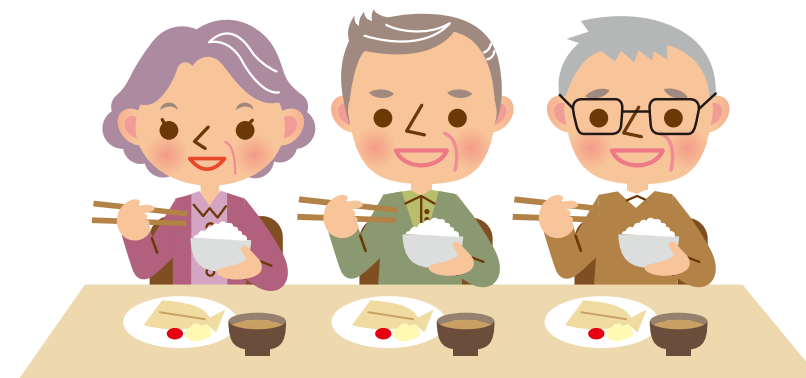
対象者 要介護1～5の認定を受けた方

サービスの内容 ●食事 ●入浴 ●レクリエーション ●機能訓練 ●送迎 等

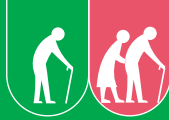
利用料のめやす 要介護度やサービス提供時間及び利用する事業所の種類により利用料が異なります。また、利用するサービス等により、サービス費用への加算や食費などの実費負担が生じる場合があります。詳しくはご利用の事業者にお尋ねください。

		サービス費用
要介護1	例えば7時間以上 8時間未満利用した場合 1回につき	7,350円
要介護2		8,680円
要介護3		10,060円
要介護4		11,440円
要介護5		12,810円

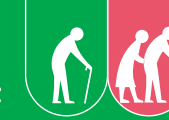
※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。



5 小規模多機能型居宅介護



6 看護小規模多機能型居宅介護



A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス
「介護給付」

D 介護保険以外の
高齢者支援のサービス

E 相談窓口

「通い」を中心に、利用者の様態や希望に応じて、随時の「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練などを行います。

対象者 要介護1～5の認定を受けた方

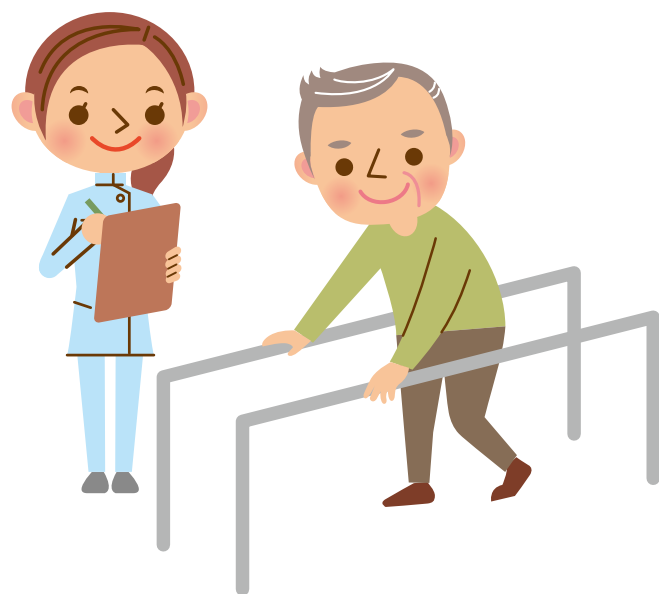
サービスの内容

- 通所または短期宿泊による食事、入浴、排せつなどの介護
- その他日常生活の世話 ● 機能訓練などの援助

利用料のめやす 要介護度により利用料が異なります。また、利用するサービス等によりサービス費用への加算や実費負担が生じる場合があります。詳しくはご利用の事業者へお尋ねください。

		サービス費用
要介護1	1か月につき	103,200円
要介護2		151,670円
要介護3		220,620円
要介護4		243,500円
要介護5		268,490円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。



A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス
「介護給付」

D 介護保険以外の
高齢者支援のサービス

E 相談窓口

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせ、一体的に提供することにより、医療ニーズにも柔軟に対応できるサービスです。

対象者 要介護1～5の認定を受けた方

サービスの内容

- 通所または短期宿泊による食事、入浴、排せつなどの介護
- その他日常生活の世話 ● 機能訓練などの援助
- 随時の訪問介護・看護サービス

利用料のめやす 要介護度により利用料が異なります。また、利用するサービス等によりサービス費用への加算や実費負担が生じる場合があります。詳しくはご利用の事業者へお尋ねください。

		サービス費用
要介護1	1か月につき	123,410円
要介護2		172,680円
要介護3		242,740円
要介護4		275,310円
要介護5		311,410円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。



7 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)



A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス
「介護給付」

D 介護保険以外の
高齢者支援のサービス

E 相談窓口

独立して日常生活を送ることが困難でグループホームに入所した認知症の要介護者等に対して、少人数で共同生活における介護を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、安定した健やかな生活を送ることができるよう支援します。

対象者 要介護1～5の認定を受け、認知症の症状がみられる方

サービスの内容

- 住居及び食事の提供
- 金銭管理の指導、健康管理の助言等の生活指導及び緊急時の対応
- 食事、入浴、排せつなどの介助

利用料のめやす 要介護度により利用料が異なります。また、利用するサービス等によりサービス費用への加算や実費負担が生じます。詳しくはご利用の事業者へお尋ねください。

サービス費用		
要介護1	1日につき	7,470～7,590円
要介護2		7,820～7,950円
要介護3		8,060～8,180円
要介護4		8,220～8,350円
要介護5		8,380～8,520円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。

短期利用共同生活介護利用の場合		
要介護1	1日につき	7,750～7,870円
要介護2		8,110～8,230円
要介護3		8,350～8,470円
要介護4		8,510～8,630円
要介護5		8,670～8,800円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。

8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)



A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス
「介護給付」

D 介護保険以外の
高齢者支援のサービス

E 相談窓口

家庭において介護を受けることが困難な方が入所する利用定員が29人以下の小規模な施設です。食事、入浴、排せつなどの介護や日常生活の世話、レクリエーションなど生活の質の向上のための援助を行います。

対象者 原則要介護3～5の認定を受けた方

サービスの内容

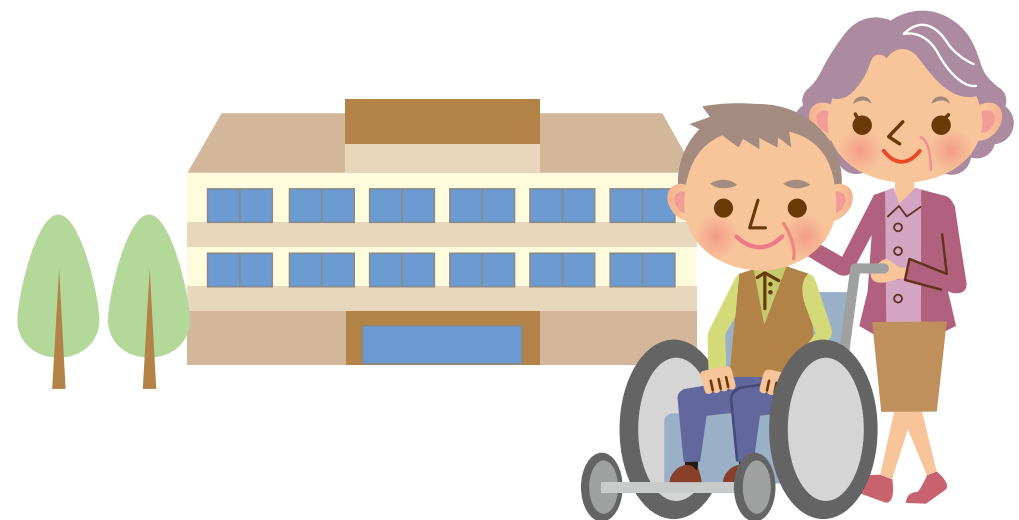
- 食事、入浴、排せつなどの介護
- その他日常生活の世話
- 機能訓練、健康管理などの援助

利用料のめやす 要介護度により利用料が異なります。また、利用するサービス等によりサービス費用への加算や実費負担が生じます。詳しくはご利用の施設へお尋ねください。

サービス費用	
1か月(30日)	169,500～276,600円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。

※上記の金額とは別に居住費・食費等の負担があります。(詳しくはP14～15ページをご覧ください。)



訪問理美容(佐世保市独自のサービスです)

理美容店に行くことができない在宅の要介護者に対し、清潔保持や精神的なリフレッシュを図るためのものです。

- 対象者** 次の要件をすべて満たす方
- 1.要介護1～5の認定を受けている在宅の方で、理美容店に行くことができない方
 - 2.利用時にご家族やヘルパーの付き添いが可能な方

サービスの内容 ご自宅へ理容師・美容師が訪問して、カットサービスを行います。(最高年6回まで)

利用料 利用者が負担する1回あたりのカット料金：**3,000円**
理容師・美容師の出張経費：全額介護保険から支給されるため、利用者の負担はありません。

注意事項 このサービスを受けるには、事前に利用券請求書を提出し、利用券を受け取る必要があります。ひげ剃り、シャンプー、パーマなどの利用については、直接理美容店にお尋ねください。

お問い合わせ先 ご利用の際は、ケアマネジャー、長寿社会課(P81)までお尋ねください。



おむつ購入費の支給

日常的におむつが必要な在宅で寝たきりの高齢者などに対し、おむつ購入費を支給することにより、要介護者及び家族の精神的・経済的負担を軽減するものです。

対象者 佐世保市に住所を有し、**要介護1～5**の認定を受け、月に20日以上在宅で「おむつ」を使用している方

サービスの内容 おむつを購入された金額の9割を、その後の申請により支給(償還払い)します。ただし、ひと月あたりの支給上限額を以下の通りとします。

要介護1～3の認定を受け、市民税の非課税世帯に属する方	3,000円
要介護1～3の認定を受け、市民税の課税世帯に属する方	1,500円
要介護4・5の認定を受け、市民税の非課税世帯に属する方	5,000円
要介護4・5の認定を受け、市民税の課税世帯に属する方	2,500円

※2019年4月購入分から、非課税世帯に属する方のみ対象となります。

- その他**
- 次のいずれかに該当する期間に購入された場合は、支給の対象外となります。
 - 1.次の施設に入所しているとき
 - ・介護老人福祉施設
 - ・介護老人保健施設
 - ・介護療養型医療施設
 - ・介護医療院
 - ・グループホーム
 - ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護) 等
 - 2.病院に入院している期間(入院日・退院日を含む)
 - 3.住民票の住所地以外に居住している期間
 - 申請期限は購入の翌月から2年ですので、お早めに申請してください。
 - 「おむつ」に含まれるもの…紙おむつ、尿取りパッド、失禁用シート(洗濯して繰り返し使用できるものを含みます)

お問い合わせ先 ご利用の際は、ケアマネジャー、長寿社会課(P81)までお尋ねください。

※2019年4月購入分から制度内容が変更になります。2019年3月購入分までは、旧制度で支給します。

介護予防ケアマネジメント

高齢者自身が地域の中で自立した日常生活を送ることができるよう、地域包括支援センターが介護予防を目的に、ケアプランを作成します。

対象者 事業対象者(要支援1相当)や**要支援1・2**の認定を受けた方のうち、総合事業のみのサービスの必要性が認められた方

サービスの内容 本人の心身の状況などを踏まえ、日常生活に支障がある部分の支援をすることで、自立した日常生活を送ることができるようにケアプランを作成します。また、サービス提供事業者等との連絡調整や地域の介護予防活動に関する情報提供も行っていきます。

利用料のめやす

介護予防ケアマネジメント費		サービス費用
事業対象者(要支援1相当)、または要支援1・2の認定を受けた方で総合事業のみのサービスを受ける場合	1か月につき	4,300円

※全額保険給付されますので、利用者の負担はありません。



訪問型サービス

訪問介護員(ホームヘルパー)が家庭を訪問し、日常生活において支障をきたしている生活行為に対し、自立支援に向けた支援を行います。

対象者 事業対象者(要支援1相当)や**要支援1・2**の認定を受けた方で、ケアプランにおいて支援の必要性が認められた方

サービスの内容 (本人の自立支援のための)買い物、掃除、調理、洗濯、入浴等のできない部分の支援

	サービス費用/月
ケアプランにおいて週に1回程度利用が必要と認められた方(要支援1~2及び事業対象者)	11,680円
ケアプランにおいて週に2回程度利用が必要と認められた方(要支援1~2及び事業対象者)	23,350円
ケアプランにおいて週に2回程度を超える利用が認められた方(要支援2及び事業対象者で必要性が認められた方)	37,040円

※自己負担額はサービス費用の1割~3割となります。

※サービス内容により提供時間は異なり、加算が生じる場合があります。詳しくはご利用希望の事業者へお尋ねください。

【介護保険サービスの対象外となる支援】

- 主として家族の利便に供する支援または家族が行うことが適当であると判断される支援
- 訪問介護員(専門職)が行わなくても日常生活に支障がないと判断される支援
- 日常に行われる家事の範囲を超える支援



3 通所型サービス

本人の日常生活において支障をきたしている生活行為に対し、通所介護事業所（デイサービスセンター）に通い、自立支援に向けた機能訓練を行います。

対象者 事業対象者（要支援1相当）や**要支援1・2**の認定を受けた方で、ケアプランにおいて支援の必要性が認められた方

サービスの内容 （本人の自立支援のための）食事、入浴、レクリエーション、機能訓練、送迎

選択サービス 運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上 等

利用料のめやす

	サービス費用/月
ケアプランにおいて週に1回利用が必要と認められた方（要支援1及び事業対象者）	16,470円
ケアプランにおいて週に2回利用が必要と認められた方（要支援2及び事業対象者で、必要性が認められた方）	33,770円

次のサービスを選択した場合(加算)	サービス費/月
生活機能向上グループ活動加算	1,000円
運動器機能向上加算	2,250円
栄養改善加算	1,500円
口腔機能向上加算	1,500円

※自己負担額はサービス費用の1割～3割となります。
 ※利用するサービス等により、サービス費用への加算や食費などの実費負担が生じる場合がありますので、詳しくはご利用希望の事業者へお尋ねください。



4 きらっと元気教室

「足腰が弱くなってきて、買い物に行くのがつらくなった」など、からだの機能の低下などで日常生活に支障をきたしている方が、自立した生活を送るために、介護予防に取り組む教室です。

対象者 事業対象者（要支援1相当）、**要支援1・要支援2**のうち、生活行為に支障がある方

サービスの内容 個人の活動として行う排せつ、入浴、調理、買い物、趣味活動等の生活行為に支障のある方を保健・医療の専門職が訪問を実施した上で、生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを週に1回3か月（計12回）行います。

実施場所 スポーツクラブ・通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所など

参加料 無料

送迎 各事業者で異なりますのでお問い合わせください。

お問い合わせ先 詳しくは、地域包括支援センター、長寿社会課までお尋ねください。



A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス
「給付以外」

D 介護保険以外の
高齢者支援のサービス

E 相談窓
口

A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス
「給付以外」

D 介護保険以外の
高齢者支援のサービス

E 相談窓
口

5 地域介護予防活動支援事業

高齢者が年齢や心身の状況にかかわらず、どなたでも介護予防活動に参加することができる地域を目指し、介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を支援します。

対象者 65歳以上のすべての高齢者

サービスの内容 週1回程度の介護予防活動(いきいき百歳体操などの介護予防体操 他)

実施場所 市内公民館や集会所など、団体により開催場所が異なります。

参加料 団体により参加料が異なります。

お問い合わせ先 詳しくは、地域包括支援センターまでお尋ねください。また、佐世保市ホームページに「週1回介護予防体操を実施している場所」を掲載しています。(佐世保市ホームページで「介護予防体操」で検索してください。)



6 介護教室

介護技術の習得や介護サービスについての情報提供、助言を主な内容とした「介護教室」を市内各圏域で開催することにより、介護者への支援を行います。

対象者 介護に関心のある市民

サービスの内容 介護者が必要に応じて、また身近なところで、介護技術の習得や介護サービスに関する情報の収集ができる機会を設けるため、市内各圏域でさまざまな内容の「介護教室」を開催し、介護に対する知識の啓発や、安心して介護ができる環境づくりを支援します。

参加料 無料 ※ただし、内容によっては材料費の自己負担が生じる場合があります。

お問い合わせ先 ケアマネジャー、地域包括支援センター(P82~83)、長寿社会課(P81)までお尋ねください。



7 介護食づくり教室

介護に携わる方等を対象に講義と調理実習を地区公民館などで開催します。介護を必要とする人の食べる機能の段階に応じた介護食づくりや食に関するアドバイスをを行います。

対象者 市内在住の介護に携わる方、介護食について勉強したい方

サービスの内容 2回コースで、かみやすく飲み込みやすい食事の工夫や口腔ケアについての講話や普段の食事からひと工夫した介護食の調理実習を行います。

利用料 無料 ※ただし、材料費の一部として300円の自己負担があります。

お問い合わせ先 健康づくり課、長寿社会課(P81)、ケアマネジャーまでお尋ねください。



8 配食サービス

在宅の高齢者の安否確認や栄養状態の改善、地域における自立した生活の継続を支援することを目的とし、高齢者宅に1日1食、食事を配達します。

対象者 おおむね65歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯にあり、身体機能の低下や認知症などの理由により料理、買い物に困難な方。

サービスの内容

- 食事の確保が困難な在宅の高齢者に1日1食、食事を配達し、栄養バランスのとれた食事の確保及び安否確認を行います。
- 配達は、昼食または夕食の1食です。(事業者によって異なります。)
- 安否確認を目的としているため、配達には手渡しとなります。

利用料 1食あたり420円(2018年度)※年度によって利用料が変わることがあります。

お問い合わせ先 ケアマネジャー、地域包括支援センター(P82~83)、長寿社会課(P81)までお尋ねください。



9 徘徊高齢者家族支援サービス

A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス
〔給付以外〕

D 介護保険以外の
高齢者支援のサービス

E 相談窓口

① 位置探索システム専用端末機

認知症により徘徊のある高齢者を介護する家族の負担を軽減するため、位置情報提供サービスを行います。

対象者 おおむね65歳以上の方で認知症により徘徊の可能性がある高齢者を在宅で介護している家族。

サービスの内容 小型の位置探索システム専用端末機を家族が認知症の高齢者に持たせることで、徘徊している本人の居場所がわかるシステムです。



利用料のめやす

月額利用料	なし
初期費用	Aセット 2,000円(充電器) Bセット 5,900円(充電器・予備バッテリー)
検索料	・電話による検索 1回200円 ・インターネットによる検索 1回100円 ※但し、ひと月あたり2回まで無料
捜索料	1時間 10,000円(事業者が現場に急行して捜索した場合)
その他	機器を紛失、破損した場合 10,000円

※上記金額はすべて税抜きの金額です。

お問い合わせ先 ケアマネジャー、地域包括支援センター(P82~83)、長寿社会課(P81)までお尋ねください。

② 徘徊高齢者見守りシール

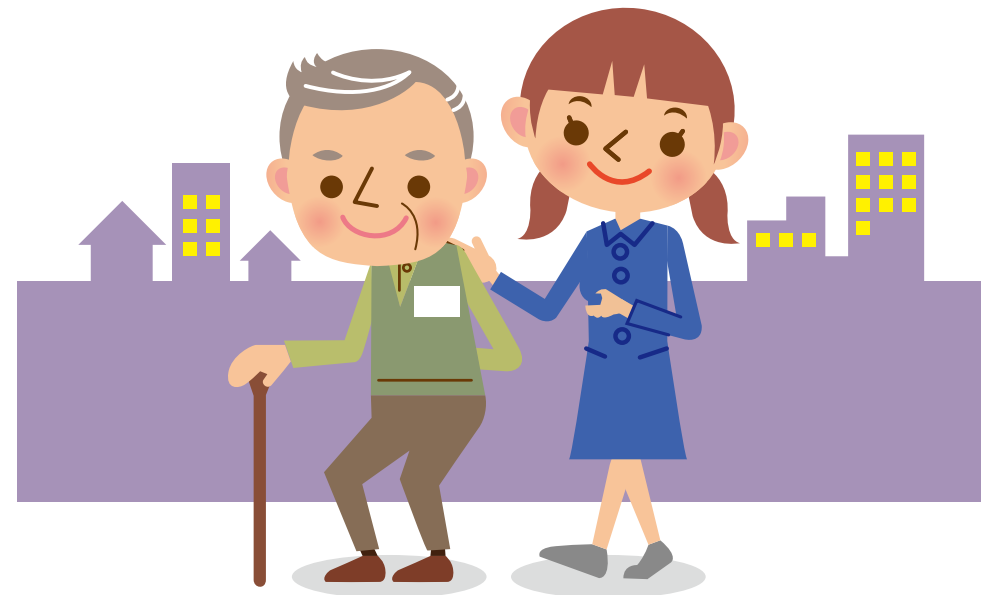
徘徊中の高齢者を早期発見、保護するため、徘徊高齢者見守りシールをご希望の方に無料で配付します。

対象者 認知症などで徘徊の可能性がある方

サービスの内容 家族が認知症の高齢者の外出着等にシールをつけることで、徘徊中の高齢者を早期発見、保護できるようにするものです。具体的には、このシールをつけている方や徘徊中と疑われる方を見かけた方に、連絡先または交番に知らせていただく仕組みとなっています。

利用料 無料で配付しています。

お問い合わせ先 ケアマネジャー、地域包括支援センター(P82~83)、長寿社会課(P81)までお尋ねください。



A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス
〔給付以外〕

D 介護保険以外の
高齢者支援のサービス

E 相談窓口

10 介護者リフレッシュ事業

介護者同士が交流を通して、長期介護における心身の疲労をいやし、気分を新たに介護に取り組めるよう、心身のリフレッシュを図るためのものです。

対象者 要介護1～5の方を在宅等で介護している家族(市内居住者)

サービスの内容 介護者同士の交流や介護者の心身のリフレッシュを図るため、日帰り旅行等を開催することで、介護者への支援を行います。

参加料のめやす 日帰り旅行**3,000円**(2017年度実績)
※参加費以外に施設入場料等の実費が必要な場合があります。

お問い合わせ先 ケアマネジャー、地域包括支援センター(P82～83)、長寿社会課(P81)までお尋ねください。



1

保健福祉事業

離島介護サービス渡航費等支援事業

介護サービス事業者が少ない離島地域に居住する高齢者に対し、介護サービスを利用する際の渡航費を助成します。また、サービスを提供する事業者に対しても渡航費を助成することで、利用者やサービス提供事業者等の経済的負担を軽減するとともに、離島地域においても本土と同等のサービス利用ができるよう支援するものです。

対象者及びサービスの内容

2018年4月1日～

助成の種類	対象者	助成の内容	該当するサービス
① 渡航費支援 (介護サービス等事業者)	離島(黒島・高島・寺島*1)に居住している ●要介護・要支援認定を受けた方 ●事業対象者 に対し、該当する介護サービスを提供した島外の事業者	介護(予防)サービス事業者が離島居住者へのサービスを提供した際の渡航費の実費(居宅介護支援については一部)を助成	●訪問介護 ●訪問看護 ●訪問入浴介護 ●訪問リハビリテーション ●居宅療養管理指導 ●福祉用具貸与 ●居宅介護支援
	離島(宇久島)に居住している ●要介護・要支援認定を受けた方 ●事業対象者 に対し、該当する介護サービスを提供した島外の事業者	介護(予防)サービス事業者が離島居住者へのサービスを提供した際の渡航費の一部を助成	●福祉用具貸与
② 渡航費支援 (サービス利用者)	離島(黒島・高島・寺島*1)に居住している ●要介護・要支援認定を受けた方 ●事業対象者 で、島外の該当する介護サービスを利用した方	離島居住者が該当する介護(予防)サービスを利用した際の渡航費の実費を助成	●通所介護 ●地域密着型通所介護(黒島を除く) ●通所リハビリテーション ●短期入所生活介護 ●短期入所療養介護 ●認知症対応型通所介護
③ 送迎支援	②の際に渡航により送迎を行った家族等	渡航による送迎の際の渡航費用を助成	②と同じ
④ 加算支援	①と同じ	①のサービス提供に対し規定額*2を加算	①の上段と同じ(ただし居宅介護支援を除く)

※1.寺島については寺島、宇久島間のみ対象となります。 ※2.規定額=単位数×10円×15%

- その他**
- サービス利用(提供)のために渡航された費用を、その後の申請により助成します。
 - 申請の際、渡航費の領収書が必要となります。

お問い合わせ先 ご利用の際は長寿社会課(P81)までお尋ねください。

2 いきいき元気食事づくり教室

A 介護保険制度の概要

高齢者の食事づくりについての調理実習を地区公民館などで開催します。おいしく楽しく食べるための工夫やお口の中のお手入れについて、栄養や口腔ケアの専門家が対応します。

対象者 高齢者やその家族

サービスの内容 3回コースで、いくつになってもおいしく楽しく食べるための工夫や口腔ケアについての講話、手軽にできる簡単メニューの調理実習を行います。

利用料 無料 ※ただし、材料費の一部として300円の自己負担があります。

お問い合わせ先 ケアマネジャー、地域包括支援センター(P82~83)、長寿社会課(P81)までお尋ねください。

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス
〔給付以外〕

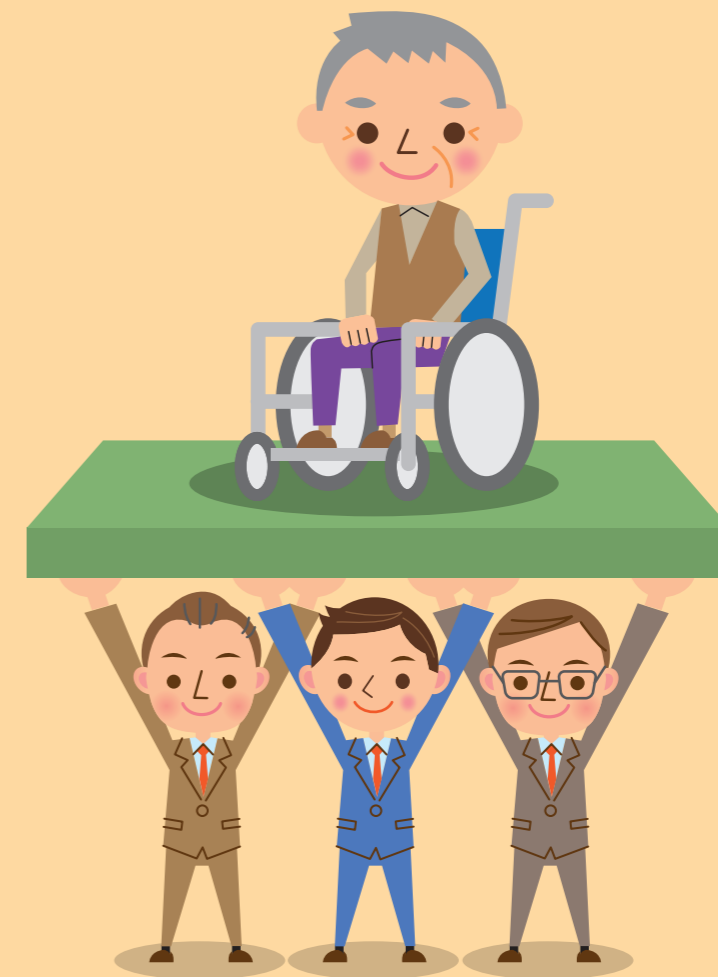
D 介護保険以外の
高齢者支援のサービス

E 相談窓
口



D

介護保険以外の 高齢者支援サービス



1 緊急通報システム

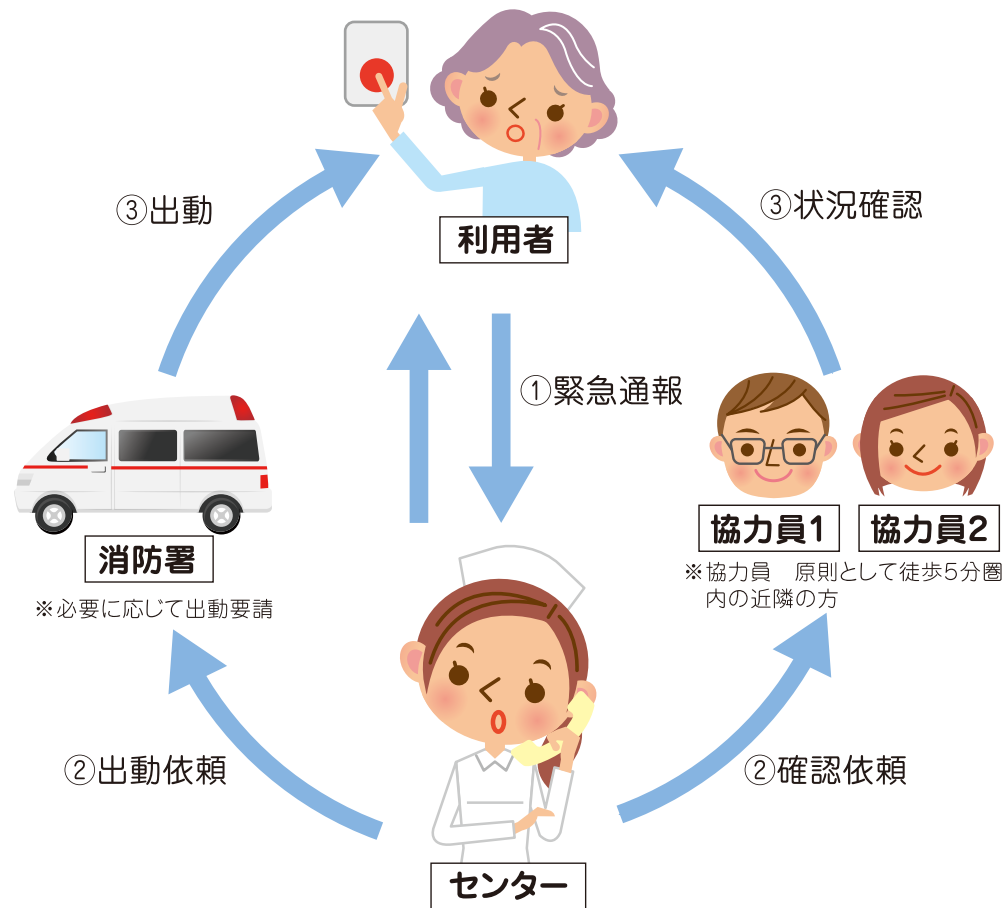
緊急性の高い疾患の発生事態に備えて即応体制を確保し、対象者の不安の解消を図ります。

対象者 緊急時における連絡手段の確保が困難な、おおむね65歳以上の所得税非課税者のみの在宅高齢者世帯であって、身体状況・健康状態に問題があるなど日常生活を送る上で、常に注意が必要な方。

サービスの内容 ご自宅等で発作などの緊急事態におちいった時、通報装置のボタンを押すか、人感センサーからの異常の通報をもとに、センターが近隣の緊急通報協力員(2名まで)や消防に連絡を行い、速やかに対象者の救助を行います。

利用料のめやす 月額システム利用料のおおむね1割を負担していただきます。利用内容によって負担額は異なります。

お問い合わせ先 ケアマネジャー、地域包括支援センター(P82~83)、長寿社会課(P81)までお尋ねください。



2 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)

高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるように支援することを目的とした施設です。

対象者 市内に居住する60歳以上の方で、原則として、一人暮らしまたは夫婦のみ世帯に属し、家族による援助を受けることが困難であったり、高齢のため独立して生活することに不安がある方で、かつ次の要件のすべてに該当する方。

- ①自立して生活を行うことができるものの、日常生活において何らかの援助が必要であること《申請時に、介護保険制度で「要介護」と認定された方を除く》
- ②入院加療が必要でないこと。また、感染性疾患を有しないこと
- ③認知症等による問題行動が認められないこと

サービスの内容 ①住居の提供
②各種相談、助言、緊急時の対応
③保健福祉サービス等の利用手続きの援助
④地域住民との交流を図るための各種事業及び、交流のための場の提供

利用料のめやす 利用者の収入によって負担金が決まります。日常生活に必要な費用(光熱水費、食費、医療費、嗜好品費等)は、負担金には含まれません。(利用者ご自身で負担していただきます)

お問い合わせ先 市が利用の可否を決定するため、申請が必要となります。長寿社会課(P81)までお尋ねください。

実施施設

施設名	住所	電話
あそかのもり	松瀬町1150	42-9023
春日スプリングガーデン	春日町710-1	22-1234
佐世保市宇久高齢者生活福祉センター	宇久町平1911-1	0959-57-3116
佐世保市江迎高齢者生活福祉センター	江迎町赤坂282-24	73-1300

3 シルバーハウジング

高齢者や障がい者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、住まいをバリアフリーにし、生活援助員(LSA)を派遣して入居者の相談に応じるなどのサービスを行う市営住宅です。

対象者 次の要件をすべて満たす方

- ①60歳以上の一人暮らしもしくは高齢者のみからなる世帯(夫婦の場合いずれか一方が60歳以上)、または障がい者の方
- ②住宅に困窮している(持ち家がない)方
- ③常時の介護を必要としない方
- ④その他、市営住宅の入居基準を満たす方

生活援助員(LSA)のサービスの内容

- ①日常生活に関する相談・指導、情報の提供
 - ②訪問や電話連絡等による定期的な安否確認
 - ③緊急時の通報に対する適切な対応など
- ※収入によっては、家賃の他に、生活援助員(LSA)派遣の費用負担があります。

場所 市営泉福寺住宅(瀬戸越二丁目)

- お問い合わせ先**
- 市営住宅の入居に関して
佐世保市営住宅管理センター(電話25-9625)
 - 生活援助員のサービス内容について:長寿社会課(P81)



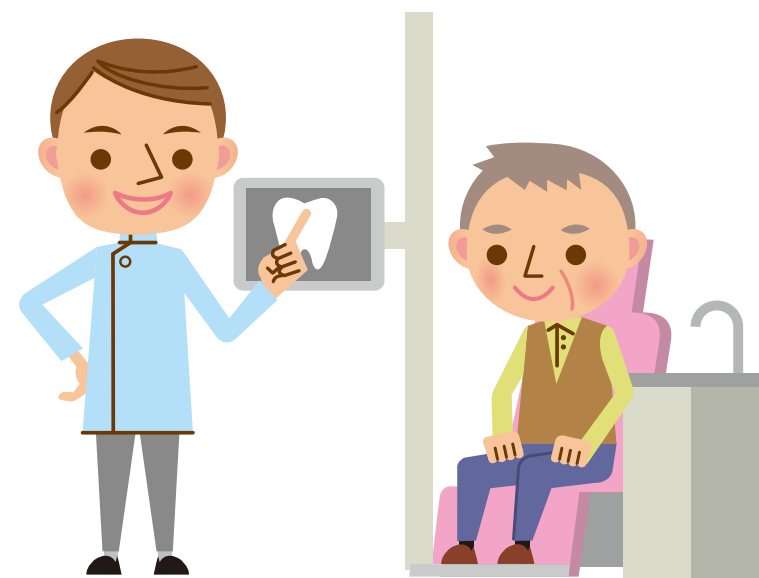
4 訪問歯科診療

歯科医師が自宅や施設等を訪問して、歯科治療を行うことにより、在宅や施設でも安心して療養できるように支援します。

対象者 歯や口腔の治療及び口腔ケア、摂食・嚥下(えんげ)リハビリテーションが必要な方で、歯科医院への通院が困難な方

サービスの内容 歯科医師、歯科衛生士が、歯や口腔の治療が必要な方のご自宅等を訪問し、歯科治療・口腔衛生指導、摂食・嚥下機能に関する訓練等を行います。

お問い合わせ先 直接かかりつけ歯科医院または歯科医師会に申し込むか、地域包括支援センター(P82~83)、長寿社会課(P81)にご相談ください。
一般社団法人 佐世保市歯科医師会 松浦町4-14 電話22-4264
佐世保市地域歯科医療連携室 電話24-2420



A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス

D 介護保険以外の高齢者支援のサービス

E 相談窓口

A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス

D 介護保険以外の高齢者支援のサービス

E 相談窓口

5 老人クラブ

生きがいつくりや仲間づくりを目的として、さまざまな取組みをしています。興味のある方は是非ご加入ください。

対象者 おおむね60歳以上の方

活動内容

- 地域を豊かにする奉仕活動・趣味のサークル活動など
- その他、佐世保市老人クラブ連合会の活動として、シルバーヘルプサービス事業などの友愛訪問、健康ウォーキングなどの健康づくり事業、グラウンド・ゴルフ大会などのスポーツ行事やシルバー作品展などの文化活動も行っています。

会費 加入する際の費用はありません。ただし、会の運営費として月々の会費が必要です。また、独自で行われるさまざまな行事について、別途自己負担が生じる場合があります。

お問い合わせ先 佐世保市老人クラブ連合会事務局
高砂町5-1 中央保健福祉センター5階 電話22-5788(直通)



6 老人福祉センター

高齢者の各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのためのサービスを総合的に提供する施設です。

対象者 おおむね60歳以上の方

サービスの内容 生活相談・健康相談などの各種相談、教養講座、趣味の教室、レクリエーションなどの教養の向上、機能回復訓練などの健康増進の場を提供しています。また、入浴もできます。

お問い合わせ先 直接、下記実施施設にお問い合わせください。

施設名	住所	電話
やすらぎ荘	花園町10-35	22-9257(直通)
あたご荘	中里町9-2	48-2877(直通)
よしい荘	吉井町立石479	64-2237(直通)



7 老人・身体障がい者憩いの家

高齢者等の健康の保持、やすらぎと交流の場を提供する施設です。

対象者 おおむね60歳以上の方、または、身体障がい者(児)で自ら利用できる方

サービスの内容 高齢者、身体障がい者(児)の健康の保持、やすらぎと交流の場を提供しています。また入浴もできます。

利用料 高齢者・身体障がい者…1日140円
身体障がい児…1日50円

お問い合わせ先 直接、下記実施施設にお問い合わせください。

施設名	住所	電話
老人・身体障がい者憩いの家 いでゆ荘	広田三丁目5-3	38-2632(直通)



8 話し相手ボランティア

ボランティアが、高齢者宅や入所施設を訪問し、話し相手になります。

対象者 一人暮らしの在宅の高齢者など

サービスの内容 一人暮らしの高齢者などを対象に、ボランティアが訪問し、話し相手になることにより、本人の孤独感や不安の解消を図り、心豊かな生活を送ることができるよう実施するものです。

利用料 無料

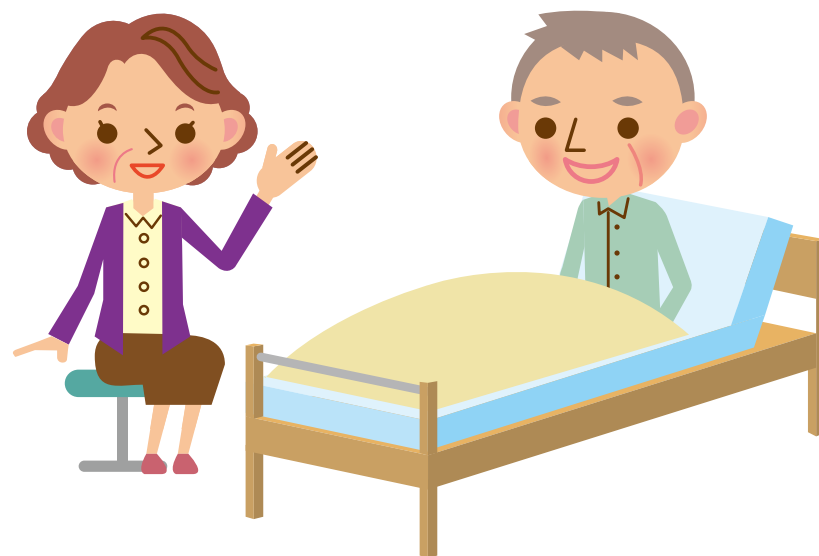
お問い合わせ先 佐世保市社会福祉協議会ボランティアセンター、ケアマネジャーまでお尋ねください。

佐世保市社会福祉協議会ボランティアセンター
戸尾町5-1 させぼ市民活動交流プラザ1階 電話23-3905

「話し相手ボランティア」の育成

ボランティアを育成するための、「養成講座」を開催しています。「養成講座」は、活動を希望される方であれば、どなたでも受講することができます。また、受講者のうち、希望される方は、「話し相手ボランティア」として登録していただき、活動を行っていただきます。

お問い合わせは、佐世保市社会福祉協議会ボランティアセンターまで。



9 養護老人ホーム

家庭環境、住宅環境などの理由で、在宅において生活することが困難であり、かつ経済的に困窮しているおおむね65歳以上の高齢者を入所措置します。

対象者 おおむね65歳以上の高齢者で次の1～3の要件をすべて満たす方。

1. 環境上の事情
家族や住居の状態など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められる方。
2. 経済的事情 次のいずれかに該当する方
 - ①生活保護を受けている世帯の方
 - ②その高齢者の世帯の生計中心者が市民税の所得割の額を課されていない方。
 - ③災害の発生などにより所得の状況に著しく変動があるなど、その高齢者の世帯またはその生計中心者が①または②に相当する状態にあると認められる方。
3. 健康状態
入院加療が必要でないこと。

サービスの内容 入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行います。

利用料のめやす 入所者本人や扶養義務者の所得に応じて、市の規則により決定します。

お問い合わせ先 市が入所の要否を決定するため、申請が必要となります。詳しくは長寿社会課(P81)にご相談ください。

施設名	住所	電話
清風園	大和町898	31-6980
ソレイユ	権常寺町1400	27-5151
グリーンホーム	世知原町栗迎1	76-2450
しかまち	鹿町町下歌ヶ浦109-7	73-2500

10 ケアハウス

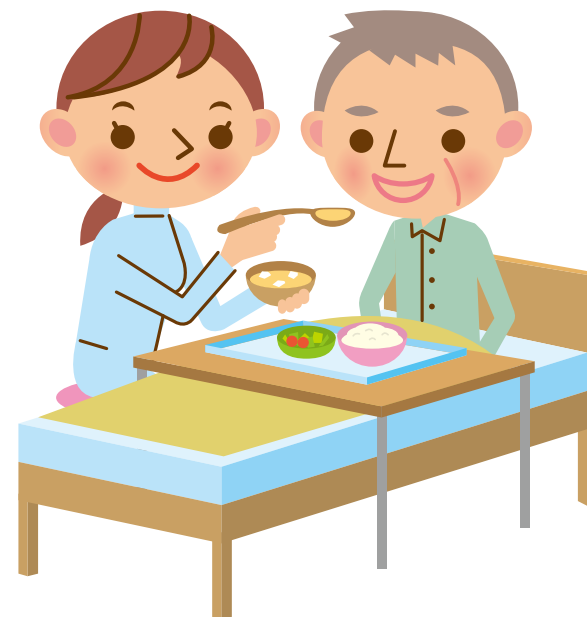
身体機能の低下や高齢のため、独立した生活には不安があり、家族による援助を受けることが困難な人を対象に、生活相談・食事・入浴のサービスを提供する施設です。

対象者 60歳以上(夫婦で入所する場合はどちらかが60歳以上)の方で、自炊ができない程度の身体機能の低下があるか、または、高齢などのために独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な方。

サービスの内容 入居者に対し、各種相談、在宅福祉サービスなどの紹介を行うほか、食事・入浴の準備、緊急時の対応を行います。また、車いすを利用しやすいなど、高齢者に配慮した構造・設備になっており、入居者に介護が必要となった場合は、施設内で介護サービスが提供されるなど、できる限り自立した生活を送ることができるよう配慮されています。

利用料のめやす 食費などの生活費、人件費などの事務費、家賃にあたる管理費の合計額になります。生活費と管理費は、全額自己負担となりますが、事務費は入居者の負担能力に応じて軽減されます。

お問い合わせ先 直接、実施施設にお問い合わせください。



A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス

D 介護保険以外の高齢者支援のサービス

E 相談窓口

A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス

D 介護保険以外の高齢者支援のサービス

E 相談窓口

E

相談窓口



1

佐世保市長寿社会課相談窓口

介護保険制度に関する、相談・お問い合わせ・苦情等に応じます。

サービスの内容 介護サービスの利用や保険料など、介護保険制度全般に関する相談・お問い合わせ・苦情等について対応します。また、寝たきり・虚弱・認知症などの高齢者の介護等の相談にも応じます。

ご利用時間 月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで
(祝日及び12月29日から1月3日を除く)

場所 中央保健福祉センター(すこやかプラザ)3階
高砂町5-1 電話24-1111(代表)

介護サービスの利用に不満や苦情がある場合は

- ①まず、サービスを利用している事業者に直接相談するか、居宅契約を結んだ介護支援専門員(ケアマネジャー)に相談しましょう。
- ②それでも改善が見られない場合や、対応に不満がある場合は地域包括支援センターや長寿社会課窓口にご相談ください。
- ③その他の相談窓口として、長崎県国保連合会に介護サービス苦情申立等相談窓口が設けられています。

●長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課

場所:長崎市今博多町8-2国保会館

電話:095-826-1599

開設時間:午前9時~午後5時(土・日・祝日は除く)



2 地域包括支援センター

高齢者が、住み慣れた地域で生活ができるよう支援するための拠点です。介護に関する悩みや心配ごとのほか、健康や福祉、医療に関するさまざまな支援を行うため、保健師等や社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職員がご相談をお受けします。

- サービスの内容** 地域包括支援センターは、主として次の4つの機能を担います。
- ①要支援1・2と認定された方や、介護が必要となるおそれのある方への支援を行います。(介護予防プランの作成など)
 - ②介護が必要な高齢者やその家族のために、介護に関する相談のほか、福祉や医療など、総合相談を行います。
 - ③消費者被害などの相談に対応するほか、成年後見制度の利用支援、高齢者の虐待防止や早期発見・早期対応などに取り組みます。
 - ④介護・保健・福祉の分野で地域と連携したネットワークづくりを行っています。

ご利用時間

月曜日から土曜日までの午前9時から午後6時まで(祝日及び12月29日から1月3日を除く)

場所

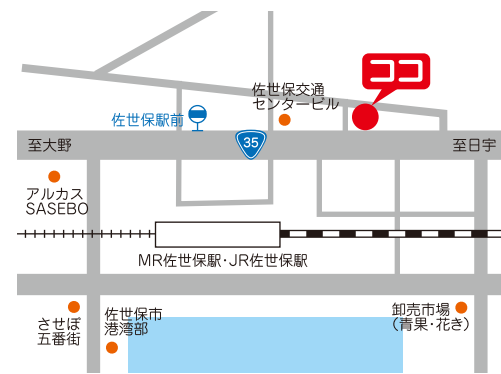
日宇地域包括支援センター

日宇町2606 ☎0956-33-1700



山澄地域包括支援センター

潮見町11-22 ☎0956-59-7671



早岐地域包括支援センター

権常寺一丁目4-10 ☎0956-26-5800
メインビル3階



中部地域包括支援センター

上京町4-4永田ビル5階 ☎0956-59-7111



大野地域包括支援センター

瀬戸越四丁目1298-4 ☎0956-59-7758



吉井地域包括支援センター

吉井町立石262-1 ☎0956-64-3877



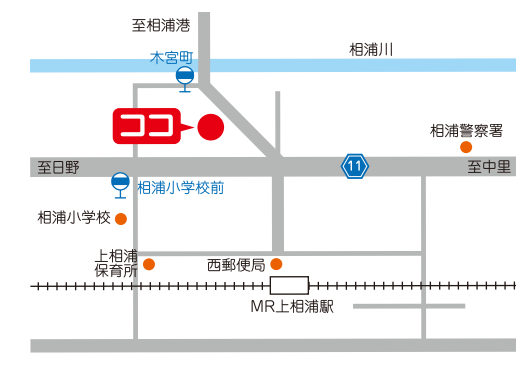
清水地域包括支援センター

相生町1-3 ☎0956-59-7770



相浦地域包括支援センター

木宮町3-19 ☎0956-59-7003



宇久地域包括支援センター

宇久町平2578 ☎0959-57-3450



A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス

D 高齢者支援以外のサービス

E 相談窓口

A 介護保険制度の概要

B 制度改正のポイント

C 介護保険のサービス

D 高齢者支援以外のサービス

E 相談窓口

3 高齢者相談センター

高齢者やその家族の介護や介護予防等に関する相談機関として幅広くご相談をお受けします。

サービスの内容 高齢者やその家族の介護や介護予防等に関する相談機関として、地域包括支援センターや市と連携しながら、電話や面接による相談を受け付けます。

ご利用時間

施設名	ご利用時間
黒島高齢者相談センター	月～金：午前9時から午後6時
高島高齢者相談センター	火・金：午前10時30分から午後3時30分

※ 祝日及び12月29日から1月3日を除く

場所

黒島高齢者相談センター

黒島町1137 黒島デイサービスセンター
☎0956-56-2026



高島高齢者相談センター

高島町647-3 高齢者いこいの家
☎0956-48-3150



4 介護者の「こころ」の相談

介護に関する日頃の苦労や悩みなどお気軽にご相談ください。

対象者 在宅で介護されている方(介護者)

サービスの内容 臨床心理士が個別に相談に応じます。

相談日 月1回予約制 午後1時30分から午後3時30分まで(1件45分程度)

場所 中央保健福祉センター(すこやかプラザ)3階 高砂町5-1

利用料のめやす 無料

お問い合わせ先 長寿社会課高齢支援係までお尋ねください。



5 介護相談員(させば介護相談員虹の会)

介護老人福祉施設や介護老人保健施設等に介護相談員が訪問し、入所者の相談に応じます。

対象者 介護老人福祉施設等に入所している高齢者
(対象施設については長寿社会課(P81)へお尋ねください。)

サービスの内容 介護相談員が介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を月1~2回訪問し、入所者から不安や不満などの相談を受け、入所者が安心した日々を送ることができるよう、入所者と施設の橋渡し役となります。介護相談員は一定の研修を受けた人が、ボランティアで活動しています。

ご利用時間 施設により介護相談員の訪問日時が異なります。介護相談員を受け入れている施設については長寿社会課までお尋ねください。

その他 市では、年1回、介護相談員の養成を行っています。詳しくは長寿社会課までお尋ねください。



6 健康介護まちかど相談薬局

薬局で健康づくりや介護などの相談に応じます。

対象者 高齢者などの健康(生活機能の維持・向上)や介護に不安や悩みをお持ちの方。

サービスの内容 『健康介護まちかど相談薬局』では、介護に関する相談、または健康管理・介護予防など健康の保持増進に関わる情報提供を行っています。

利用料 無料

活動内容 『健康介護まちかど相談薬局』の看板(下図参照)の掲示してある薬局にご相談ください。

ご相談窓口

一般社団法人 佐世保市薬剤師会 浜田町1-22 3階

☎ 24-3833

(月曜日から金曜日までの午前9時から午後6時まで)



これは『健康介護まちかど相談薬局』の目印です。

7 消費生活センター

暮らしの安定と向上のために、消費生活に関する苦情相談・出前講座などを実施しています。

サービスの内容 ●事業者との「契約に関する苦情」についての相談を受け付けています。
●消費生活センターは、消費者として必要な知識の習得や相談窓口として利用できます。また、月1回、消費者トラブルについてのみ弁護士による無料相談も行っています。(事前に予約が必要です。)

ご利用時間 月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで
(祝日及び12月29日から1月3日を除く)
その他の講座等についても、直接、センターへお尋ねください。

場 所 市役所本庁舎内 八幡町1-10
☎ 22-2591



8 ボランティアセンター

ボランティア活動の仲介や支援など、ボランティアに関するさまざまな相談に応じています。

サービスの内容 社会福祉協議会が運営するボランティアセンターでは、市民のボランティアに対する理解と参加促進を目的として、ボランティア活動への参加の呼びかけや仲介、活動が浸透するための事業や支援等を行っています。また、「ボランティアセンターだより“くれよん”」などを活用して、情報の収集や提供も行っています。



ご利用時間 火曜日から日曜日までの午前10時から午後6時45分まで
(ただし日曜日は午後5時まで)
(祝日及び12月29日から1月3日を除く)

場 所 させぼ市民活動交流プラザ1階 戸尾町5-1
ボランティアセンター ☎ 23-3905

